

インドネシア国
チビノン身体障害者
職業リハビリテーションセンター
事前調査団報告書

平成9年5月

JICA LIBRARY



J1151236(5)

国際協力事業団
社会開発協力部

インドネシア国チビノン身体障害者職業リハビリテーションセンター事前調査団報告書

平成9年5月

国際協力事業団 社

08
213
ICF
ARY

社協
JR
97-050

インドネシア国
チビノン身体障害者
職業リハビリテーションセンター
事前調査団報告書

平成9年5月

国際協力事業団
社会開発協力部



1151236(5)

序 文

近年のインドネシア共和国は急速な経済成長の半面、社会福祉・保健医療等の社会インフラの不備が目立ち、とりわけ、全人口の3.1%を占める身体障害者のリハビリテーション体制が立ち遅れている。このためインドネシア政府は、障害者に対し一般雇用に結びつく職業訓練を施す「職業リハビリテーションシステム」の構築をめざし、我が国の無償資金協力を得て、ボゴール県チビンロンに国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）の建設を急いでいる。

同国政府はNVRCで、金属加工、電子、印刷、縫製、コンピュータの5職業訓練コースを実施するとともに、職業リハビリテーションシステムに係る組織・機能の充実を図りたいとして、我が国に同センターを運営する人材育成を目的としたプロジェクト方式技術を要請してきた。

これを受けて国際協力事業団は、1997年（平成9年）4月6日から同18日まで、当事業団社会開発協力部計画課長 海保誠治を団長とする事前調査団を現地に派遣し、要請の背景・内容を確認するとともに、プロジェクト方式技術協力の内容を検討した。同調査によればNVRCの建設はほぼ予定どおり進んで、1997年11月1日には暫定開所の運びである。先行プロジェクトとして当事業団は、「ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト」を実施中であり、その成果が引き続きNVRCでも活かされることになる。

本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクト展開にあたって広く活用されることを願うものである。

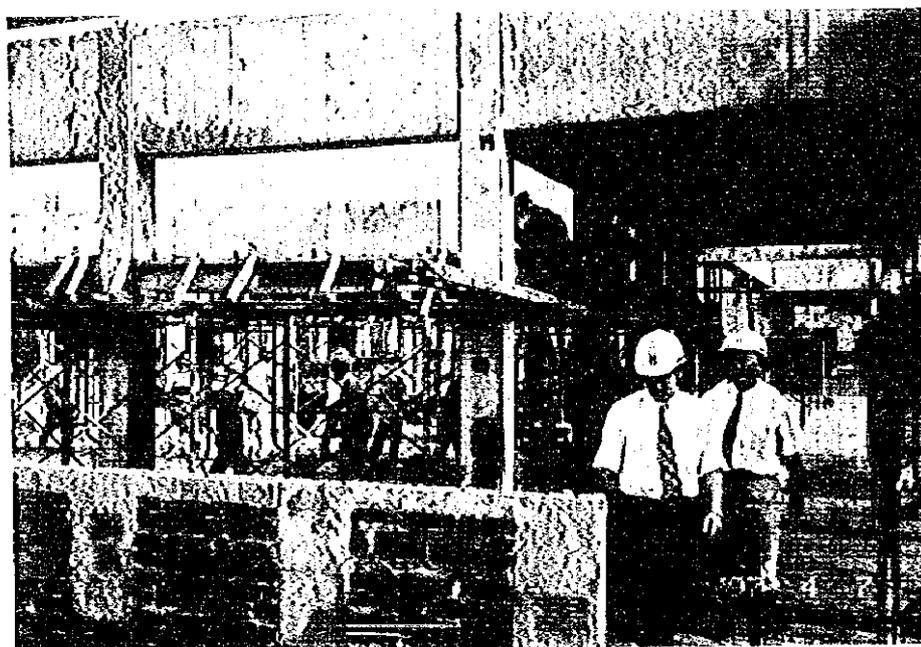
ここに、調査にご協力いただいた外務省、労働省、雇用促進事業団、日本障害者雇用促進協会、在インドネシア日本大使館など、内外関係各機関の方々に深く謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援を賜るよう、お願い申し上げる次第である。

平成9年5月

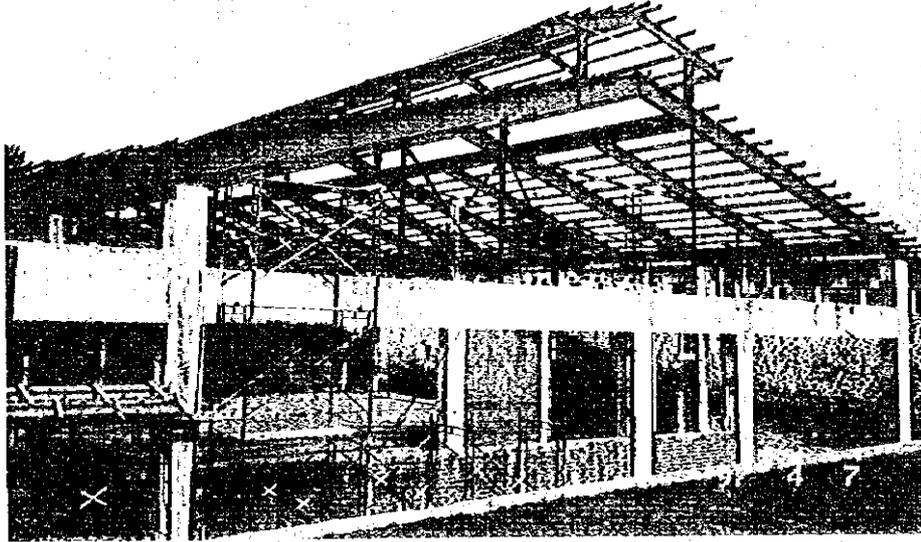
国際協力事業団
部長 佐藤 清



左から、小森団員、飯田団員、海保団長、五十嵐団員、桜井団員



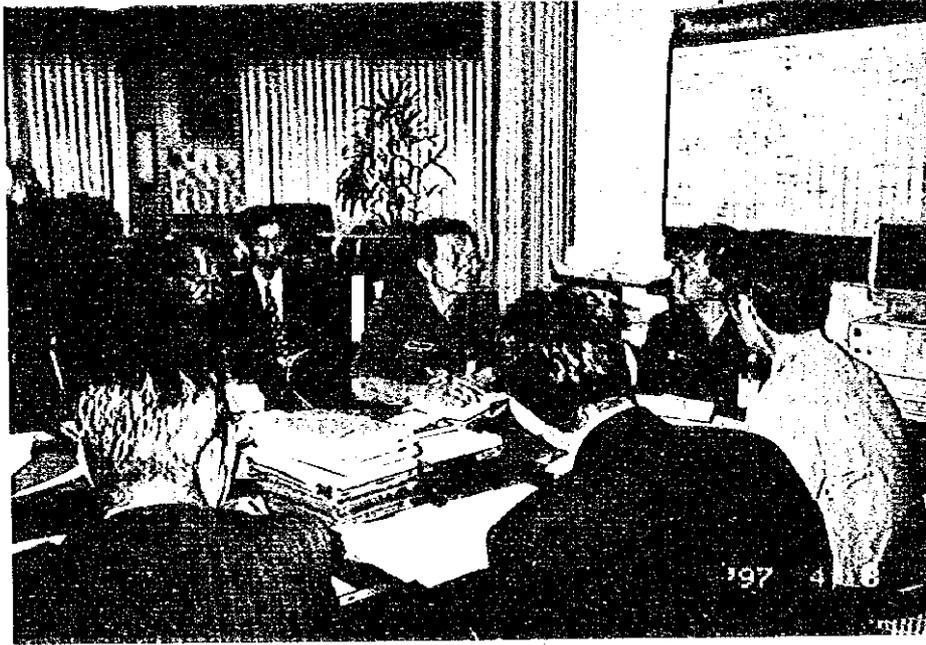
NVRC建設状況



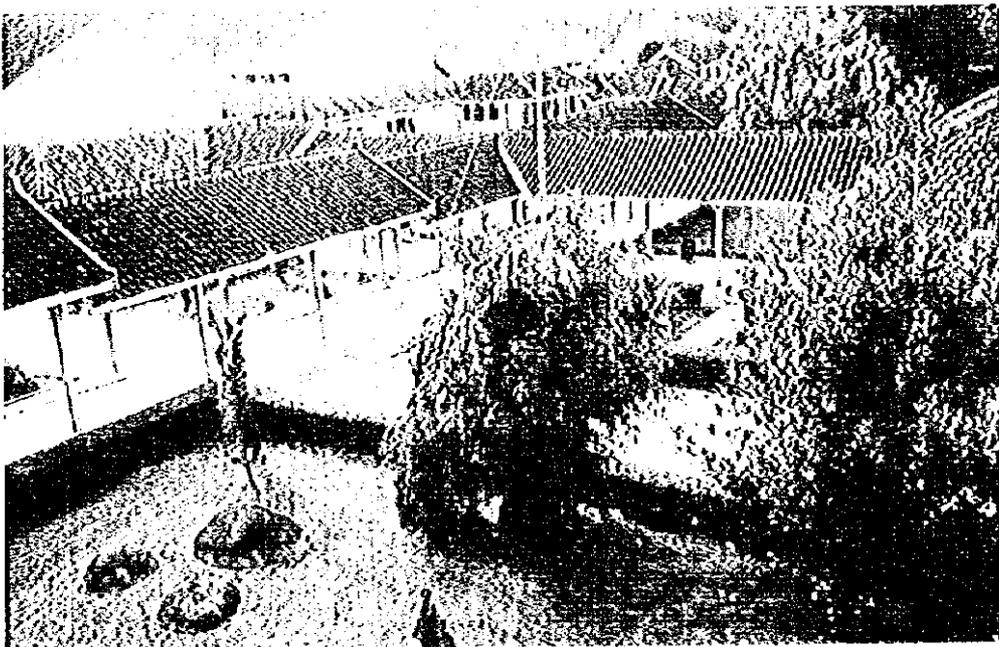
NVRC建設状況



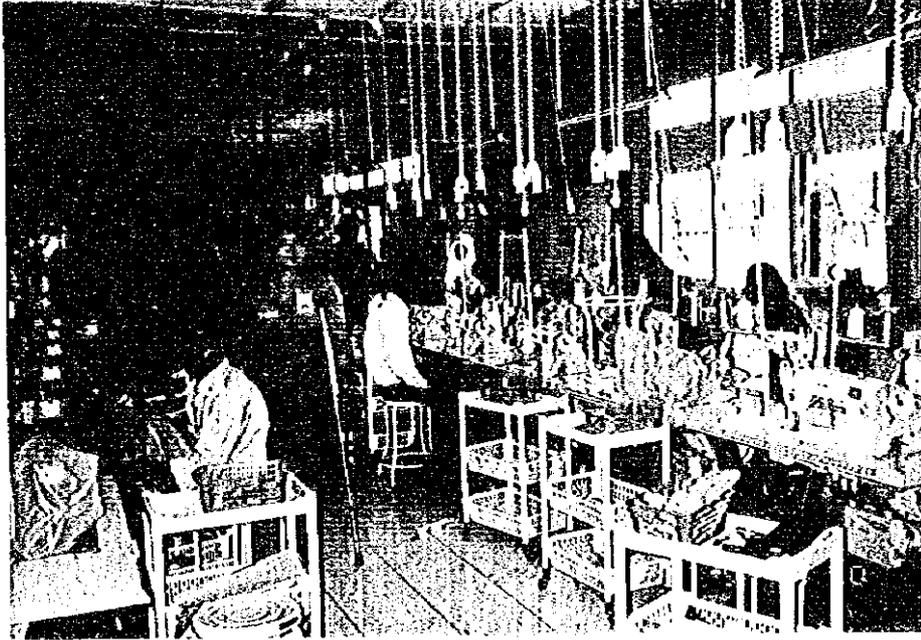
社会省との協議



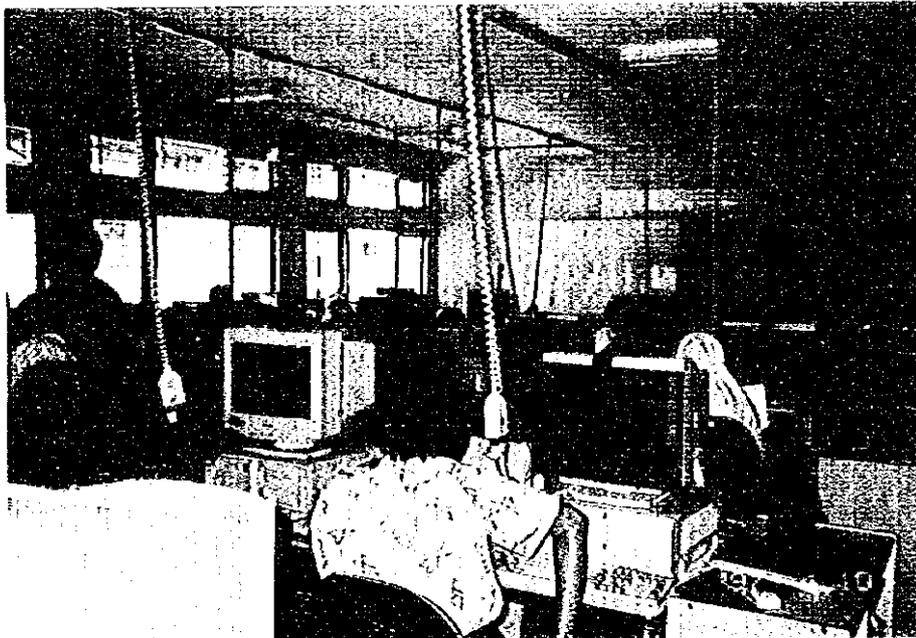
社会省との協議



ソロ・リハビリテーションセンター (ソロRC)



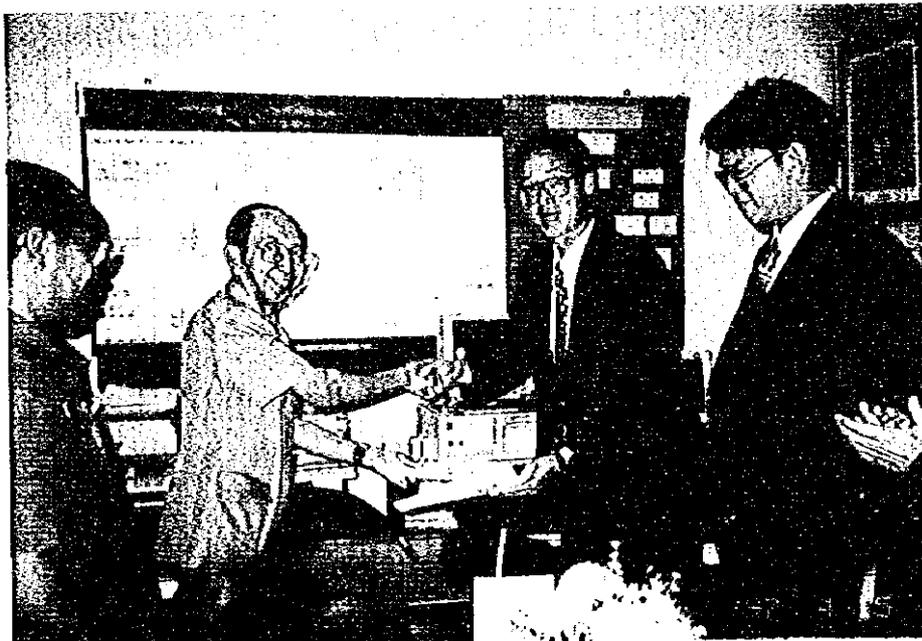
ソロRC、縫製分野実習状況



ソロRC、コンピュータ分野実習状況



ミニッツ署名



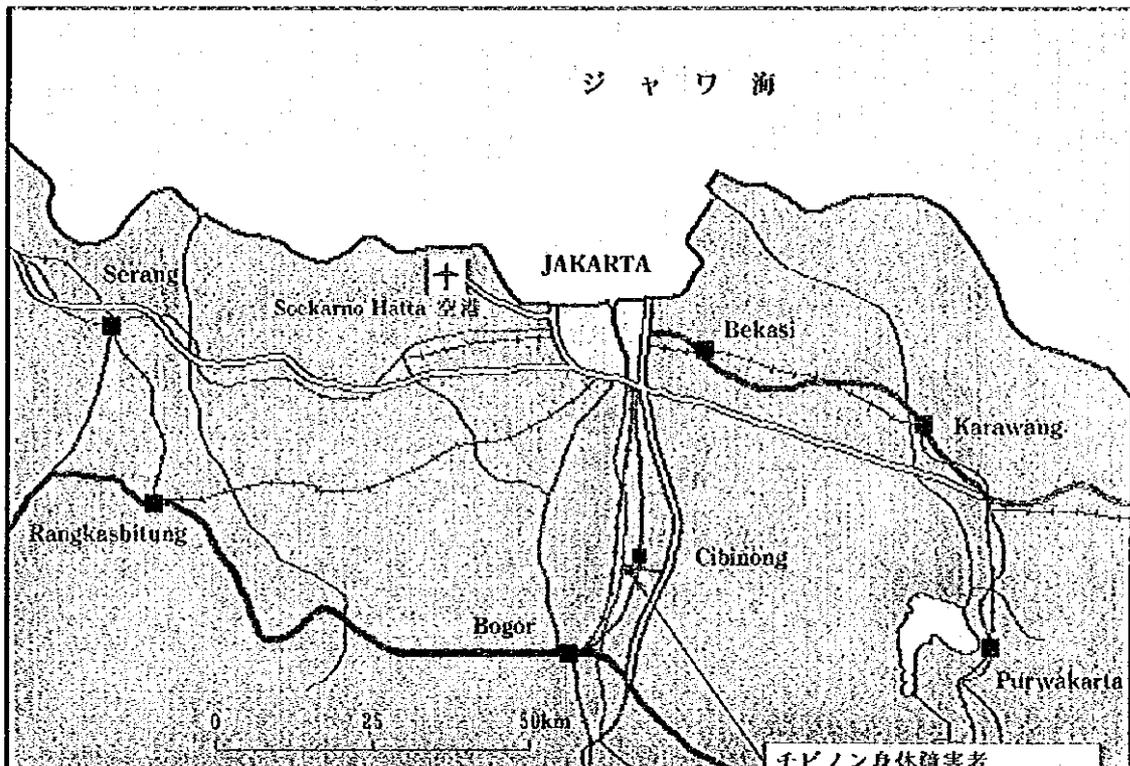
ミニッツ交換

プロジェクトサイトの位置図



ソロ身体障害者
リハビリテーションセンター

枠内を下图に拡大



目 次

序文
写真
地図

1. 事前調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	2
2. 要約	5
3. 要請の背景	8
4. 開発計画の現状と関連	10
4-1 上位計画及び関連計画	10
4-2 関連法規	11
5. 協力分野の現状と問題点	12
5-1 リハビリテーションサービスの現状	12
5-2 職業指導・評価	16
5-3 職業訓練	19
6. 要請の内容	21
6-1 職業訓練	21
6-2 職員研修	24
6-3 調査研究	25
7. 日本の他の協力との関連	26
7-1 無償資金協力	26
7-2 ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト	26

8. プロジェクトの実施計画	31
8-1 名称	31
8-2 基本計画	31
8-3 プロジェクトの活動	31
9. インドネシア国側プロジェクト実施体制	33
9-1 実施機関の組織及び事業概要	33
9-2 プロジェクトの組織及び関係機関との組織関連	33
9-3 プロジェクトの予算措置	33
9-4 建物、施設計画等	33
9-5 NVRC職員の配置計画	34
9-6 NVRC職員の研修計画	34
10. 協力の基本計画	37
10-1 協力の基本方針	37
10-2 協力の範囲及び内容	37
11. 技術協力の妥当性	40
12. 協力実施にあたっての留意事項等	41
資料	
1. ミニッツ	45
2. 障害者に関する法律（1997年法律第4号）及び解説	56
3. インドネシアの労働事情（概要）	66
4. ソロRCで作成された電子、印刷、金属加工コースのカリキュラム・シラバス案	76
5. ソロRCで実施中のカリキュラム（コンピュータ及び縫製）	86
6. 無償資金協力機材リスト	88
7. ソロRCプロジェクト安井・森下両短期専門家報告書	96
8. 日本側の提示した職員研修分野の協力案	132
9. 日本側の提示した調査研究分野の協力案	133
10. NVRC建設スケジュールに関する社会省と日本側請負業者の合意書	134
11. NVRC人員配置計画	135

12. ソロRCからNVRCへ異動する職員の名簿	143
13. 社会省のNVRCスタッフ研修計画	144
14. インドネシア国側1998年度予算要求資料	145

1. 事前調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

近年、インドネシア共和国は急速な成長を続けてきた半面、社会福祉・保健医療等の社会インフラ整備については立ち遅れが目立ち、全人口の3.1%（約600万人）が障害者であるにもかかわらず、リハビリテーション体制の未整備のため、障害者の社会的地位は低いままとなっている。

このような状況のなかでインドネシア国政府は、障害者に対して一般雇用に結びつく職業訓練を行う新たなリハビリテーションシステム（職業リハビリテーションシステム）の構築をめざし、既存のソロ・スハルソ博士記念国立身体障害者リハビリテーションセンター（ソロRC）の強化と、将来のインドネシア国の中心センターとなるチビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）の建設を計画した。NVRCの施設は我が国の無償資金協力によって建設中であり、1997年10月に完工する予定である。

現在、既にNVRCのパイロットプロジェクトとして、「ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト」（1994年12月～1997年12月）が実施されており、中部ジャワの身体障害者を対象に、職業リハビリテーションシステムの導入及び開発、縫製及びコンピュータの2コースの職業訓練が行われている。

NVRCでは、ソロRCプロジェクトでの経験を踏まえて、全国の身体障害者を対象とする募集・評価・就職斡旋システムの確立と、ソロRCで実施中の2職業訓練コースに新たな3コースを加えた5職業訓練コース（金属加工、電子、印刷、縫製、コンピュータ）を実施し、あわせて、他の公立リハビリテーションセンター職員等に対する職員研修、身体障害者の雇用・労働市場等に関する調査・研究を行うことが計画されている。インドネシア国政府は、同センターの運営をとおして、同国における身体障害者の職業面での社会参加の促進を考えており、我が国に同センターの運営に係る人材育成を目的としたプロジェクト方式技術協力を要請しているものである。

本調査団は、NVRCにおけるプロジェクト方式技術協力の協力内容を検討することを目的として派遣された。

1-2 調査団の構成

氏名	分野	所属
海保 誠治	団長／総括	国際協力事業団社会開発協力部計画課長
五十嵐 意和保	職業指導・評価／職員研修／調査研究	日本障害者雇用促進協会総務部国際協力課事業係長
桜井 慎二	職業訓練計画	雇用促進事業団職業能力開発指導部指導役
飯田 洋丈	職業訓練（金属加工）	雇用促進事業団青春職業能力開発促進センター講師
小森 克俊	協力企画	国際協力事業団社会開発協力部社会開発協力第一課

1-3 調査日程

日順	月 日	曜日	移動及び業務
1	4月6日	日	東京→→→ジャカルタ (GA873)
2	4月7日	月	9:30 JICAインドネシア事務所打合せ 10:15 在インドネシア日本大使館表敬 11:00 社会省表敬 13:30 チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター (NVRC) 建設現場視察
3	4月8日	火	社会省と協議
4	4月9日	水	ジャカルタ→→→ソロ (GA402)
5	4月10日	木	ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンター (ソロRC) プロジェクト視察及びソロRCと協議 ソロ→→→ジャカルタ (GA405)
6	4月11日	金	社会省と協議
7	4月12日	土	団体打合せ (ミニッツ準備)
8	4月13日	日	資料整理
9	4月14日	月	職業訓練指導員・小規模工業普及養成センター (CEVBST) 視察
10	4月15日	火	社会省と協議 ミニッツ署名・交換
11	4月16日	水	JICAインドネシア事務所報告 在インドネシア日本大使館報告 五十嵐、桜井、飯田団員ジャカルタ発
12	4月17日	木	五十嵐、桜井、飯田団員東京着 海保団長、小森団員ジャカルタ発 (GA872)
13	4月18日	金	海保団長、小森団員東京着

1-4 主要面談者

* 社会省

Dr. H. Susilo Supeno	Director General for the Development of Social Rehabilitation, Ministry of Social Affairs
Drs. Sedyo Muljo	Secretary to Directorate General for the Development of Social Rehabilitation
Drs. Suranto	Director of Rehabilitation for the Disabled People
Drs. Abdul Rifai Mas	Head of sub Directorate of Development for the Physically Disabled Rehabilitation
Drs. Simorangkir	Head of sub Directorate of Development for the Mentally Disabled Rehabilitation
Dra. Sri Kastilah	Head of sub Directorate of Development for the Deaf and Mute Rehabilitation

*ソロ・スハルソ博士記念国立身体障害者リハビリテーションセンター (ソロ RC)

Drs. Waslan syech	Director
Drs. Radix Sukanto	Chief of General Division
Drs. Srihadi Basuki	Chief of Preparation Rehabilitation Division
Drs. Istichfar	Chief of Preparation Service Division
Drs. Warsito, PH	Chief of Placement and Social Protection Division
Drs. Soemarsono	Chief of Vocational Training Section
Drs. Emir Hidayat	Chief of Placement Section
Drs. Mardiyanto	Instructor (Computer)
Drs. Waluyo	Instructor (Computer)
Sugiatmi	Instructor (Machine Sewing)
Ir. Sukirno	Instructor (Metal Work)
Drs. Budi Hartono	Counterpart (Assessment)
Dra. Murhardjani	Staff of Planning
Bambang Tri Sugiyant, BA	Staff of Planning

*職業訓練指導員・小規模工業普及養成センター (CEVEST)

Ir. Hasan Muchlys	CEVEST 所長
藤沢翼也	チーフアドバイザー
竹田浩治	専門家 (情報処理)
上田清満	専門家 (向上訓練：機械)

*ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト

川上方満	チーフアドバイザー
山田文典	職業指導・評価
平川和男	コンピュータ
棚橋清枝	縫製
田中和彦	業務調整

*派遣専門家 (個別)

八木 功	社会省派遣専門家
------	----------

*在インドネシア日本大使館

塚本勝利

一等書記官

*JICA インドネシア事務所

諏訪 龍

所長

花里信彦

所員

2. 要約

(1) 調査結果

調査団は、本件プロジェクトのインドネシア国側実施機関である社会省社会リハビリテーション開発総局との協議、中部ジャワ州ソロ（スラカルタ）市のソロ・身体障害者職業リハビリテーションセンター（ソロRC）プロジェクト関係者との協議、及び建設中のチビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）施設の視察、職業訓練指導員・小規模工業普及養成センター（CEVEST）の視察を了し、先方社会省リハビリテーション開発総局長との間で1997年4月15日、協議議事録（ミニッツ）に署名した。議事録は、先方の準備も不備もあり、十分な協議を行い得なかった事情を考慮し、今後の協議の基礎とすべく、双方の主張を併記し、さらに検討を要するところについて論点を明示し、これを記録することとした。したがって、議事録の合意の議事録であるよりは、協議の議事録の性格をおびている。

(2) 先方の準備状況

1) 無償資金協力による施設建設

調査時点における施設建設の進捗状況は50%を越え、ほぼ当初の予定通りであり、その時点での施工計画によると、10月末には仮設の撤去、機器の据え付け、試運転を完了することになっている。先方の負担工事である給電工事も7月には完了する。社会省の計画では、11月にはソロからの研修生、教官、一部機材等の移転を行い、11月11日のソフトオープニング（暫定開所）に備える予定である。

2) 国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）の開所

a) 当初先方社会リハビリテーション開発総局は、1997年10月1日から、ソロRCプロジェクトの第3次研修生40名をNVRCに移し、同施設の試験的運営を図るとの方針である旨主張したが、工事機械や仮設の撤去作業が続く現場に身体障害者の研修生を導入することは危険との工事業者からの指摘を調査団から伝えたところこれを受け入れ、11月11日にソフトオープニングを行うこととなった。

b) 上記の a) に伴い、開講されるコースはソロRCプロジェクトで実施されていた縫製とコンピュータの2コースのみであるが、先方社会リハビリテーション開発総局は、本開所に対する日本側の技術協力の開始を要請してきた。要請は、ソフトオープニングに対するNVRCへの技術協力の実施、あるいはこれが困難な場合はソロRCプロジェクト専門家のNVRCへの協力、あるいはその他の方法によるNVRCのソフトオープニングへの協力を要望するとのものであった。

c) 上記 b) に対し調査団から、提案にはいずれもさまざまな理由で困難があり、基本的に

はインドネシア国側で独自に実施することをアドバイスするとともに、日本側としてもどのような協力が可能であるかを検討し、結果を後日JICA事務所を通じて先方に伝えることとした。また、ソロRCプロジェクトの派遣専門家の協力については、専門家業務の整理・調整も必要となり、日本・インドネシア国側の協議でこれを行うことが欠かせない旨指摘した。しかしながら、社会省は日本側からのこれまでの協力の経緯に照らして、何らかの協力を得たいとの意向を示しており、日本側としてもこれに応えることを積極的に検討すべきと考える。なお、ソフトオープニングは、社会省の大臣の指示によるものである旨確認した。

d) 正式開講は1998年4月の予定となっており、開所式セレモニーは1997年12月20日の当国の独立記念日に大統領の出席を得て行うべく、関係者に根回ししている段階であった。

3) 開所に向けた体制づくり

a) NVRC全体スタッフ数は121名——基本設計では111名であるが、社会省で検討の結果10名の追加を要すると計画を変更——うち50名についてはリクルート済みで、このうち15名をソロRCから移動する予定。50名の職員の技術研修については1997年7月以降各所で実施する計画としているが、具体策の提示をみることはできなかった。残り70名については11月11日以降1998年4月までにリクルートと研修を完了する計画である旨の回答であった。

b) 必要予算については1997/1998年度は確保済みとの回答であり、予算書の該当部分の提示があった。

c) 研修修了者の就業

ア) 就業促進措置

1997年2月28日付で障害者支援基本法が制定され、社会省が主務官庁とされた。施行のための政省令は今後準備されることになるが、基本的には従業員100名以上の企業は従業員数の1%以上の障害者を雇用する義務を課され、違反した場合には罰金その他の刑罰が科せられることになる。

イ) 就業促進制度

現在、社会省は地方の社会事務所や労働事務所を知事の参加の下に組織し、就業促進チームを結成すべく、原案を検討中の由であり、このための連絡会の開催を開始した。

ウ) 労働省発行の職業訓練修了証書（内容不明）を研修修了者に付与すべく上記の連絡会で協議中である。

(3) 技術協力

1) 先方は、開設コースは1998年4月から5コース各20名、合計100名をもって実施したいとの意向であるが、金属加工、印刷、電子については未経験の水準のコースであり、段階的コー

ス運営を検討すべき旨指摘し、今後の調査等でその詰めを行うこととした。カリキュラムはソロRCが5コースすべてを作成していたが、期待される水準の研修を達成し得る内容となっているか、たとえば労働省の職業訓練コースとの比較検討が必要であるのみならず、企業側のニーズに対応した内容となっているかどうか、確認が必要である。なお、職員研修、調査・研究については、カリキュラムまたはこれに該当する実施計画が作成されていない状態である。

- 2) 専門家派遣、機材供与、研修員受入れのいずれについても先方は協議に臨むほど検討を進めていなかったため、十分に深みのある協議を行うにはいたらず、調査団から更に検討を深めるよう促した。
- 3) 他方、ソフトオープニング及びその後の5コース開講に向けた社会リハビリテーション開発総局の本件NVRC事業への取り組みには並々ならぬ熱意が感じられた。しかし、社会省は、労働市場に向けた職業訓練コースの企画、準備、実施、評価を行った経験はなく、したがってソロRCの2コースを除けば、いわば省として未知の領域に踏み込んでおり、戸惑いを隠せないものがある。社会省はソロRCに実質的な準備作業を指示し、ソロRCは日本人専門家に助力を求める構図になっている。専門家自身はソロRCプロジェクトに集中したいとの意向ではあるものの、現実問題としてNVRCの準備に集中するのか、あるいは二足のわらじを履くのか、苦慮しているところであった。
- 4) 社会省の実態から判断すれば、新規の3コースについては、段階的な実施運営を図ることが、予想される支障を回避するうえでも、また効果を確保するうえでも得策と考えるが、先方は楽観的であり、日本側のアドバイスである段階的な実施運営に関心を示していない。1998年4月から5コースすべて基本設計の計画どおり、20名ずつで開始したいとの意向に変更はなかった。
- 5) 上記4)のいずれの実施方法になろうとも、開講に向けたカリキュラムの準備、企業ニーズ調査、募集・選考基準のさらなる検討、などの基本的な要素の詰めには日本側の協力が不可欠であり、このために、ソロRCプロジェクトの現行の枠組みを用いるのか、あるいはNVRCの新しい枠組みで行うのか、日本側関係者間での合意形成を要する。

3. 要請の背景

近年のインドネシア国は急速な経済成長の半面、社会福祉・保健医療等の社会インフラ整備の立ち遅れが目立ち、全人口の3.1%（約600万人）が障害者であるにもかかわらず、リハビリテーション体制等が未整備のため、障害者の社会的地位は低いままとなっている。

障害者の内訳は、視覚障害者（28.9%）、肢体不自由者（27.3%）が大半を占め、他には聴覚障害者（10.0%）、精神薄弱者（12.8%）、ハンセン病（21.0%）と続く（図-1）。また、障害者の80%が田園地帯に居住し、全国土の70%に満たないジャワ島に障害者の70%が集中している。

インドネシア国政府は、第1次長期国家開発計画期間（1965～1994年）を国家開発の基礎固め準備期間とし、その間、障害者のリハビリテーションセンターについては、二つの国立施設（身体障害者及び精神障害者施設）、21の州立施設（PANTI）、13の県立施設（SASANA）を設置（合計36施設）した（図-2）。

しかし、こうした施設も既に旧式化・老朽化している。特に障害者の就業を考えた場合、インドネシア国で実施されている職業訓練は社会リハビリテーションの一環として実施され、職業訓練のレベルが低く、指導員も質・量ともに不足している。実際、職業訓練の修了者のうち、企業に就職できる者は少なく、自営業や家内工業を行うほかは、ほとんど家族の元へ帰り在宅している。（表-1）。

一般にインドネシア国の労働市場は厳しく、失業率は、不完全就業者（週の労働時間が35時間未満）も含めて、40%にのぼるといわれており、障害者の雇用は一層厳しいものとならざるを得ない（資料3参照）。

このような現状において障害者の一般企業への雇用を促進させるためには、雇用の促進を図る法律の整備、職業紹介システムの確立とともに、障害者に対する職業訓練のレベルの引き上げが不可欠であり、職業リハビリテーションを確立し、一般企業への雇用を前提とする職業訓練を実施することが急務である。

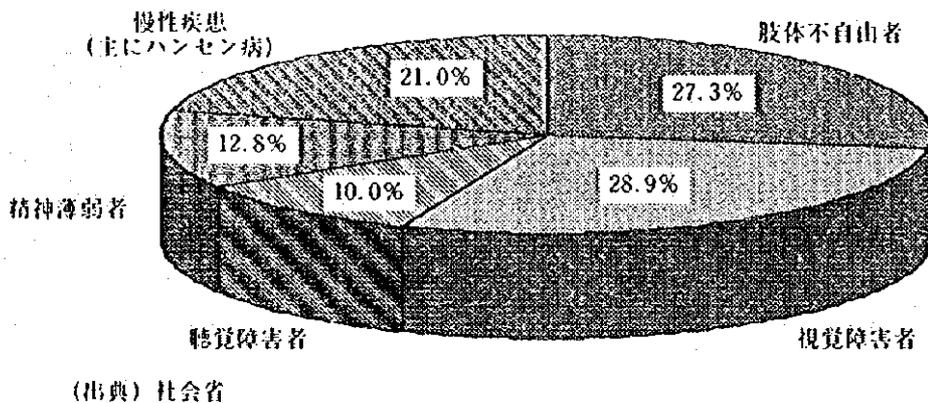
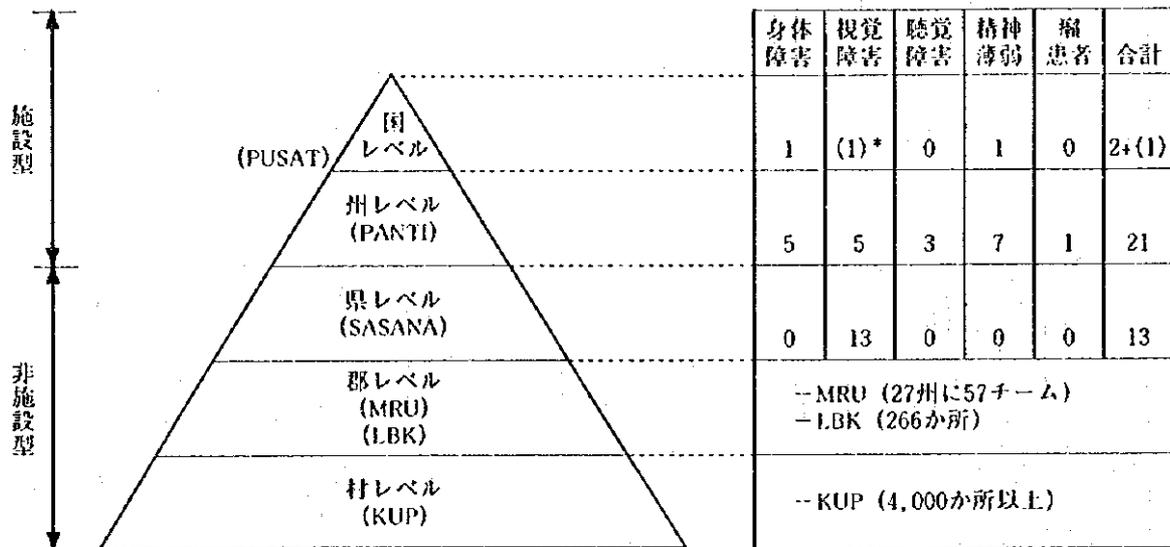


図-1 障害別患者数の割合



(注) * : 視覚障害者のための公報センター (Indonesian Braille Printing House)
 (出典) ソロRC事前調査報告書

図-2 リハビリテーションの体系と施設数

表-1 職業リハビリテーション修了者の就職状況 (1987/88年)

	企業	自営	家内工業	合計
36リハビリテーションセンター (例)	127	323	198	2,937
- ソロRC	50	50	3	535
- テマングン精神薄弱者RC	4	8	12	185
- チェンカンレン	21	29	4	60

(出典) 社会省

4. 開発計画の現状と関連

4-1 上位計画及び関連計画

インドネシア国政府は、「第2次25か年長期国家開発計画（1994/95～2018/19年）」の第1次の5か年計画である「第6次国家開発5か年計画（1994/95～1998/99年）」において、社会福祉に関する四つの基本方針を掲げており、社会省は、前記方針のもとに「中期計画」を策定し、障害者に対して一般雇用に結びつく職業訓練を行う新たなリハビリテーション（職業リハビリテーション）システムの構築をめざし、既存のソロRCの強化と将来の国の中心センターとなるNVRCの建設を計画している。

(1) 第2次長期国家開発計画（1994/95～2018/19年）

本計画においては、開発の3原則（①開発成果の公正な配分、②持続的な成長の維持、③社会的安定の確保）に基づき、特にインドネシア社会の「近代化・自立化・繁栄」のため、人的資源の開発及び工業主導型の経済成長の両立・相互補強を図ろうとしている。

社会福祉分野では、「より公平で普及性のある社会福祉体制の確立と安定的で順調な社会福祉制度の確保」を目的とし、以下が政策方針とされている。

- ① 社会福祉事業の制度化
- ② 社会福祉に関する専門家の質の向上と継続的なサービスの提供
- ③ 大都会や村落の貧困地区に内在する社会問題の解消
- ④ 社会福祉国家開発に参加できるグループの指導
- ⑤ 予期し得ない社会福祉問題発生の予想
- ⑥ 社会福祉事業への民間の参加促進
- ⑦ 政府の指導・管理下での民間による社会福祉事業・サービスの促進、開発
- ⑧ 予期し得ない社会福祉問題発生の予想

(2) 第6次国家開発5か年計画（1994/95～1998/99年）

第2次25か年長期国家開発計画に基づき、第6次国家開発5か年計画では、人的資源の資質を高め、国民社会の質的水準を引き上げることを目標としている。当計画における社会福祉開発計画の基本政策は、国政要綱（1993年）に次のように示されている。

- ① 人間中心の開発
- ② 質の高いより向上した自立生活
- ③ 公正平等な生活の創造
- ④ 地域社会への参加

(3) 社会省の中期計画

上記政策に基づき、社会省は主要政策を次のとおり定めている。

- ① 社会福祉の量と効果を増大させることによる労働力の増加
- ② リハビリテーション計画目標の達成範囲・量の増大
- ③ 地域社会への参加者の役割の増進
- ④ サービスの専門性の増進

なお、インドネシア国における社会福祉計画のより詳しい説明については「インドネシア共和国障害者職業リハビリテーションセンター建設計画」無償資金協力基本設計調査報告書を参照。

4-2 関連法規

1997年法律第4号（障害者に関する法律）について述べる。

社会省を主務官庁として、1997年2月28日付で制定された同法は、障害者の権利及び障害者の機会均等を定めており、同法のもと制定される政令において、企業は従業員100者につき少なくとも1名の障害者を雇用しなくてはならないこと、先端技術を使用する企業は従業員が100名以下であっても、少なくとも1名の障害者を雇用しなくてはならないことが定められる予定である。これは、日本における「障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年7月25日制定、1987年、1990年改定）に基づく障害者雇用率設定に相当するものであり、日本での障害者雇用率は従業員の1.6%である。本調査団に対し、インドネシア国側から、雇用義務に違反した企業に対しては罰金その他の刑罰が科せられるとの説明があった（資料2参照）。

なお、その他の関連法規については「インドネシア共和国障害者職業リハビリテーションセンター建設計画」無償資金協力基本設計調査報告書を参照。

5. 協力分野の現状と問題点

5-1 リハビリテーションサービスの現状

(1) リハビリテーションサービスの種類と流れ

障害者に対するリハビリテーションは、1) 医療リハビリテーション、2) 社会リハビリテーション、3) 職業リハビリテーションの3段階に分かれており(図-3参照)、それぞれの内容は次のとおりである。

1) 医療リハビリテーション

医療及びパラメディカル従事者の行う理学療法、作業療法、補装具製作・装着を通して、障害によって失われた機能を医学的に回復することを目的とする。

2) 社会リハビリテーション

直接医師がかかわらない心理・社会的訓練及び職業前訓練を通して、社会生活に必要な機能の獲得を目的とする。

3) 職業リハビリテーション

職業指導・評価、職業訓練、職業紹介などのサービスの供与を通して、障害者が雇用を獲得し、またそれに復帰することができるようにすることを目的とする。

インドネシア国では、1980年の共和国政府政令において、保健省が医療リハビリテーション、社会省が社会リハビリテーション、労働省が職業紹介、そして全体の調整を社会省で行うことを定めた。また、職業訓練については、労働省の管轄となっている。

労働省による障害者に対する支援として、労働大臣名による4度にわたる雇用推奨状の発布及び障害者を対象したスマラン職業訓練校の実施がパイロット的に行われたが、現在、労働省による職業相談・指導・紹介等は行われておらず、スマラン職業訓練校の失敗以後、職業訓練も行われていない。ただし、個々の地方労働事務所の中には、社会省のリハビリテーションセンターと協力して、障害者の職業紹介に参画しているところもある。

こうした労働省の事情のなか、社会省がイニシアティブを取って、職業訓練、職業紹介を含めた職業リハビリテーションサービスを実施することを計画している。

(2) 社会省によるリハビリテーションサービス

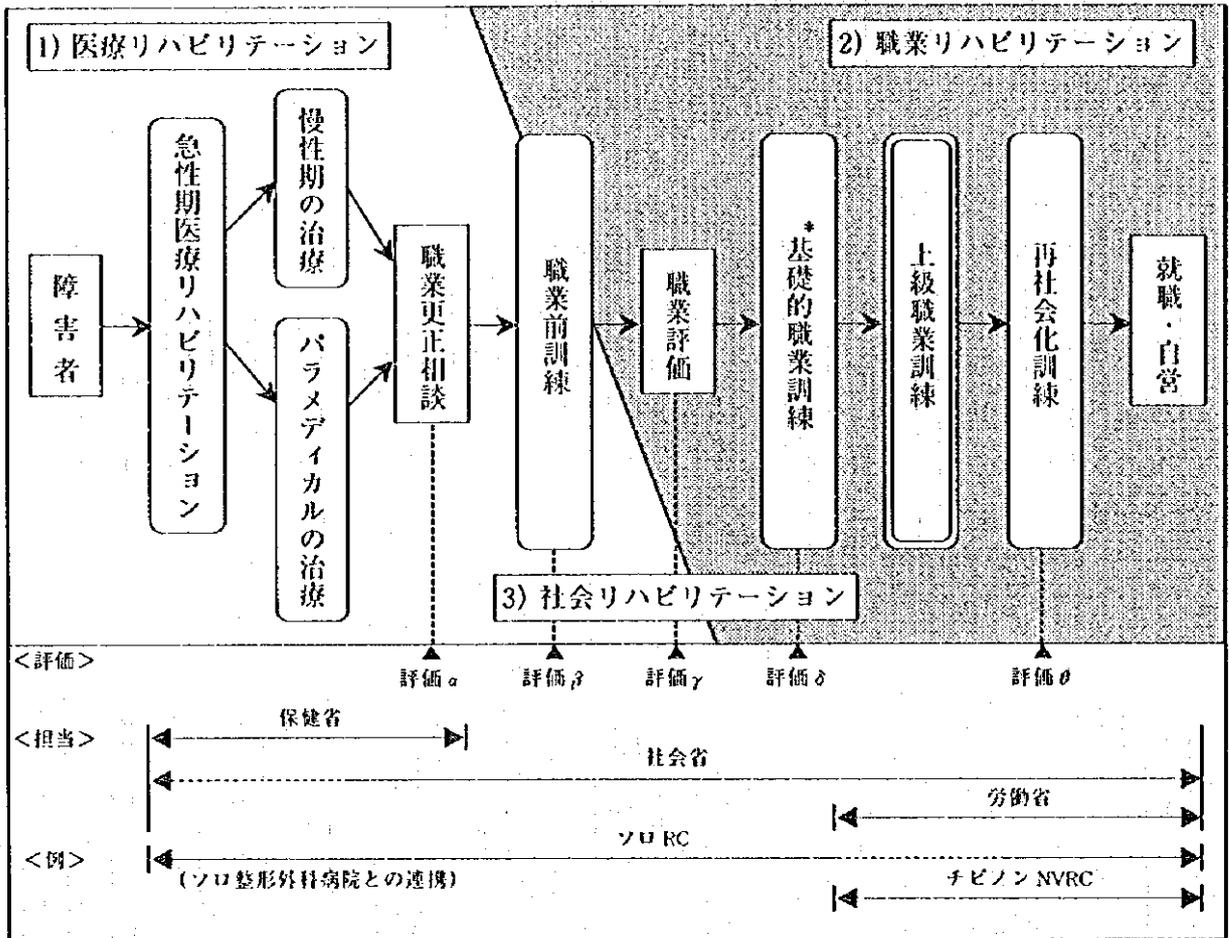
社会省により実施されているリハビリテーションサービスは、大別して、施設に収容してサービスを提供する施設型と障害者が居住する地域においてサービスを提供する非施設型の2類型に分かれる。

施設型は、2の国立施設、21の州立施設(PANTI)、13の県立施設(SASANA)の合計36の施設からなり(前掲図-2参照)、チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター

(NVRC) が建設されると、合計37の施設からなることになる。既存の二つの国立施設のうちの一つがソロ・身体障害者職業リハビリテーションセンター (ソロRC) であり、身体障害者を対象とする唯一の国立センターとして、インドネシア国の社会リハビリテーションの中心センターとしての役割を担ってきた。

各施設では、障害者を収容し、社会リハビリテーションの一環として、職業前訓練及び基礎的職業訓練が行われてるが (表-2 参照)、訓練修了者のうち企業に就職できる者は1割程度にすぎない (前掲表-1 参照)。

一方、非施設型サービスとしては、施設不足を補うとともに農村地域に対するサービスの必要性から「国連・障害者の10年」等を契機に、地域に根ざしたリハビリテーション (Community Based Rehabilitation ; CBR) を活発化しており、以下に述べるLBK、MRU、KUP等の活動を通して実施されている。



*Vocational Trainingといわれるものであるが、日本と比較して基本的な技術レベルにとどまっているため、上級職業訓練と区別する意味でもこの名称を用いた。

上記リハビリテーションにおける各段階での評価は以下に示すとおりである。

評価α：WHO分類として知られる。障害者の損傷の評価解剖学的レベルの機能欠損の評価。クラス分類は行わない。

評価β：職業前訓練の段階における目的動作能力欠損（disability）の医学評価。医学訓練の最終段階であると同時に、職業適性、生活耐性なども評価することになり、職業訓練の第一段階でもある。

評価γ、δ：職業前訓練終了後及び、職業訓練開始時の評価。

評価θ：職業能力（稼得能力）の評価。

図-3 インドネシア国におけるリハビリテーションの流れ

表-2 各リハビリセンターにおける職業訓練状況

RC	対象	入所数、訓練期間	指導員	課目
ソロRC (国立)	身体障害者	入所数 608名 男子 454名 女子 154名 12~17歳 122名 18~23歳 255名 24~33歳 139名 34~ 31名	職員数 219名 指導員 24名 男子 13名 女子 6名 大卒 2名 高卒 19名 その他 3名	1. 縫製 (男子) 14. 旋盤 2. ラジオ修理 15. 写真現像・カメラ修理 3. テレビ修理 16. 印刷 4. 時計修理 17. 自動車運転 5. 自動二輪整備 18. 自動二輪運転 6. 自動車整備 19. 木彫 7. 補装具修理 20. アクセサリー (手工芸) 8. 理容 21. 事務 9. 溶接 22. 縫製 (女子) 10. 木工 23. 美容 11. 木みがき 24. 装飾 12. ラタン 25. パティク 13. 靴修理 26. 編物 27. 刺繍 (このうち実施しているのは15科目程度)
チェンカレンRC (州立)	身体障害者	入所数 129名 男子 37名 女子 42名 訓練期間: 1年間	職員数 43名 *日本の青年海外協力隊が派遣されている	1. 縫製 2. 紳士服 3. 婦人・子供服 5. 印刷 4. プリント 7. 編物 6. 溶接・義足製作 8. 電子 (ラジオ・テレビ修理) 9. 写真
ティアラRC (NGO)	身体障害者 聴覚障害者	入所数 45名 (身) 16名 (聴) 19名 訓練期間: 1年間		1. 洋裁 2. 編物 3. 電子 (ラジオ・テレビ修理) 4. 溶接 5. 美容 6. コンピュータ *このRCでは企業との連携で訓練機材を整備
バンブーアブスRC	聾啞者	訓練期間: 1年間	公務員 (一般職) 労働省の訓練 近所の美容師	1. 美容 2. 手芸 3. 溶接 4. スピーチ
ウイヤタグナRC	視覚障害者	入所数 250名 内部学校 38名 外部学校 39名 職業訓練 128名	労働省出身6名 その他社会省	1. マッサージ 2. 房作り 3. ラタン 4. ブラシ作り

(出典) ソロRC基礎調査団報告書 1993年3月

(注)* : ソロRC事前調査団報告書 1994年6月より

1) LBK (Local Bina Karya)

障害者の技能訓練のためのワークショップであり、郡レベルのリハビリテーションの基地として、全国266か所の(1995年現在)に設置されている。地域社会における障害者の発見とその治療・指導・教育及び職業訓練、障害者の家族に対する治療や訓練に関する指導、障害の発生予防等についての活動を行う。LBKの1活動期間は3か月間である。その運営は、社会省の他、宗教省、労働省、工業省、農業省等の関係省庁と、NGO、地域ソーシャルワーカー、青年会等との連携を図りつつ運営されている。

2) MRU (Mobile Rehabilitation Unit)

LBKで欠けるリハビリテーションの知識や技術を補うことを目的に、医師、医療ソーシ

ャルワーカー、理学療法士等の各種リハビリ専門家チームを作り、バスやトラックに簡易医療機材や訓練機材を載せて、農村を巡回する。27州に57ユニットがあり（1995年現在）、各州の計画に基づき、年間5～10回活動する。

3) KUP (Kelompok Usaha Produktif)

リハビリを終了した障害者による、村落レベルでの小規模作業グループであり、1グループは5～10名から構成されている。各グループは、障害者自身による自営を目的とし、社会省から支給される支度金をもとに、機械・器具等を共同で購入し、共同で生産活動を行っている。現在27州に4,000以上ものグループが活動している。

5-2 職業指導・評価

ソロRCプロジェクトでは、職業指導・評価の専門家は訓練生の募集（リクルートメント）、評価（アセスメント）及び就職斡旋（プレイスメント）の部門を担当しており、本調査においても、この3部門について調査を行った。

5-2-1 リクルートメント及びアセスメント

いわゆる評価の部分であるが、ソロRCプロジェクトでは主に入所選考と入所前の適性把握のために行われている。入所後の再評価は行われていない。

評価を行うものとしては以下の内容が挙げられる。

(1) ソロRCプロジェクトの検査内容及びNVRCの無償協力資金で供与される機材

ソロRCプロジェクトで実施されている検査内容は以下のとおりである。

・身体的側面

身長測定、体重測定、視力測定、色覚検査、肺活量測定、握力測定、ADL調査等オーディオメーター

・精神的側面

知能検査による知的能力の測定・ウェクスラー成人用知能尺度（WAIS：インドネシアで標準化されたもの）使用、学力検査（インドネシア語、英語、算数）面接及び観察等

・社会的側面

面接及び観察等

・職業的側面

CATB 2 器具検査による手指、手腕機能測定

また、NVRCに供与される主な無償機材は次のとおりとなる。

・握力計（2）、背筋力計（2）、体重計（2）、肺活量計（2）、視力計（2）、色覚検査（2）、

身長計（２）、血圧計（１）、WAIS（知能検査）、パーソナルコンピュータ（５）、一般職業適性検査器（５）、ストップウォッチ（５）

(2) 評価の指針

当然、入所後の訓練効果が期待できる訓練生の選出を目的とすることになるが、ソロRCプロジェクトで課題となった点及び今後問題として想定されるものは以下のとおりである。

1) 検査についての理解

多くの検査の場合、インドネシア国内で標準化されたものがなく、基本的には検査で得られた数値は単なる数値としての意味しか持たない。この数値を評価に活用する場合、多分に評価者の主観が入り込む余地がある。このこと自体は大きな問題ではないが、検査者が検査の数値が表すものを十分に認識していない場合は、数値のみが一人歩きを始めるおそれがあるため（極端な例としては、「身長が低い＝就職に向かない」などの判断をされることがある）、検査の経験に乏しいカウンターパートに対して検査の成り立ちを理解させる必要がある。

2) 就労現場の情報

適性検査は、個人の能力を測るだけのものではなく相手とマッチングさせることを目的としており、このため職業適性検査では具体的な職業情報、職務情報を収集する必要がある（本来はこれらの情報から必要な検査内容が決定される）。しかしながら、インドネシア国のリハビリテーションセンターでは一般雇用に結びつけたケースが極めて少なく、さらにNVRCで実施される職業訓練は、これまでに就職させた産業以外のところへの就職を目標としているところもあり、それからの情報を持ち得ていないと思われる。ソロRCプロジェクトでは、インドネシア国側で旅費が十分に確保されず、企業訪問に困難が生じていた。NVRCでは、就労現場の情報を入手するためには、企業訪問が必要であり、旅費の予算をインドネシア国側に確保させ、頻繁に企業を訪問できる体制を整える必要がある。

3) 訓練生の募集

ソロRCプロジェクトでは、コンピュータの希望者は多かったようであるが、縫製の希望者は専門家も走り回り、かき集めたといった観がある。この場合、訓練生の適性うんぬんは問題外となることも考えられるが、訓練効果にも多くを期待できない状況ともなり得る。

社会省が期待するように100%の就職率を求めるとすれば、十分な数の訓練希望者を確保することが重要である（ソロRCプロジェクトの場合、結果的には、縫製の就職率が

極めて高いものとなった)。

4) 検査場所、検査者

NVRCでは、最終的にインドネシア国内全域の募集となる。この際、応募者の利便性、経済性等に加え、効率的な運用の確保重要となるが、このため全国7か所(チビノン及びソロRCを含む)の身体障害者を対象とした施設を窓口とする可能性があるとのことであった。これらのシステムの確立及び職員の育成及び必要となる評価機材の配備が重要である。

5-2-2 プレイスマント

ソロRCプロジェクトにおけるプレイスマントは、縫製100%、コンピュータも90%以上の就職率を上げており、良好である。

しかしながら、ここでもアセスメントと同様旅費が潤沢ではなく、インドネシア国側の旅費のみでは十分な活動ができない状況にある。NVRCでは訓練生の募集対象範囲が拡大するため、旅費の問題は更に深刻な問題となることが予想される。

ちなみに健常者の訓練を行っているその他の訓練校(インドネシア労働省所管)では、求職、就職に際しての情報提供、関係機関との連携、あるいは同行紹介などは一切行われていない状況である。

NVRCにおけるプレイスマントは、1997年2月28日付で制定された「障害者に関する法律：1997年法律第4号」に対する部分が大きく、具体的な内容はほとんど検討されていない状況であった。

全般に、今回成立した「障害者に関する法律」の施行令等がどのようになるかで、大きく影響を受ける分野と思われるが、現段階では選択肢が多すぎるため、判断が難しい。

5-2-3 職業指導・評価に係るその他留意点

(1) 評価について

評価の方法や検査の種類や判断の基準については、希望する訓練科目とあわせてインドネシア国内の文化事情を勘案する必要がある。就労を考えた際にどのような点を把握する必要があるかは、ソロRCプロジェクトで活動した専門家の意見と合わせ、さらに具体的な内容として行くことが不可欠であろう。

ただし、最低限のものはソロRCプロジェクトで活用しているもので対応できる。この他に現段階で考え得る評価の種類等としては、精神的な側面を測るもの(クレペリン精神作業検査や性格検査など)があげられるが、インドネシア国内で標準化されていないため、活用は難しく、活用する際には、評価者のできるだけ客観的な判断が求められる。

(2) 雇用予約あるいは試用予約について

就職先となる企業の情報を具体的に把握することだけでも大きな仕事になると思われる。関係機関と連携を取り、具体的な企業での雇用あるいは実習の予約確保を前提として、訓練を実施するのも一つの策である。

5-3 職業訓練

インドネシア国においては、施設型及び非施設型のリハビリテーションサービスが運営され、その中で、職業訓練が行われてきた。

しかしながら、施設型・非施設型リハビリテーションのいずれもが、障害者を一般雇用結びつけるものではなく、施設型リハビリテーションにおいてさえ、一般企業に雇用される者は、1割程度である(ソロの進路=図-4参照)。その理由としては、第1に訓練の内容が企業のニーズに合っていなかったこと、第2に一般雇用を具体的な目標としてとらえきれなかったこと、第3に一般雇用結びつけるシステムがなかったことなどが考えられる。

障害者の社会参加及び職業的な自立の促進を目的とし、これらの状況を改善しインドネシア国政府は、雇用結びつく職業訓練コースの新設及び職業リハビリテーションシステムの確立をめざしている。

なお、自営については、旧態依然とした技術の付与を基礎としており、さらに経営のノウハウもなく、安定した職業生活を送るといふ、職業的自立は考えにくい。

現在、ソロRCプロジェクトにおいて、縫製・コンピュータの2コースが実施されているが、ソロRCのワスラン所長から、職業リハビリテーションシステムの導入に伴い、就職目標の設定がどう変わるかについて次のとおり説明があった。

リハビリテーションサービスは、①身体的(医療リハビリテーション)、②社会心理的(社会リハビリテーション)、③技能・技術的(社会リハビリテーションの22範疇にある職業訓練)、三つの構成要素からなるが、これまで同センターの技能・技術的な訓練サービスが弱かったため、一般雇用結びつかず、就職目標は、一般雇用7%、保護雇用3%、自営90%となってきた(図-4)。

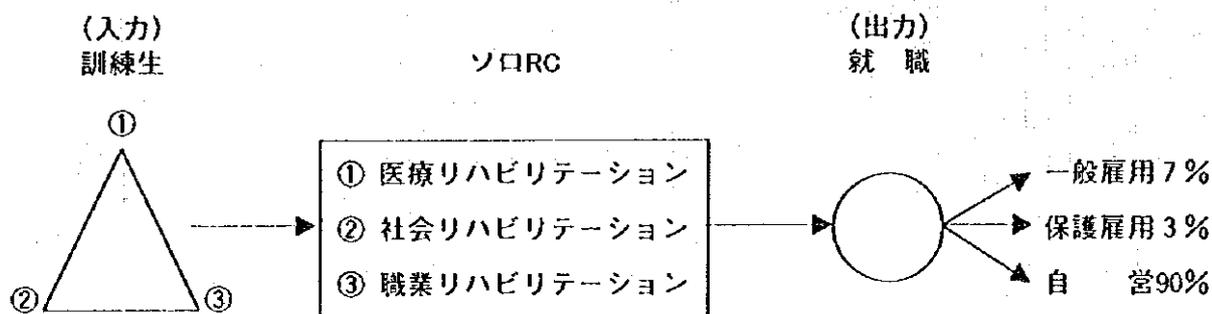


図-4 ソロRCの職業訓練生の進路

しかし、職業リハビリテーションを導入し、職業訓練を強化することにより、就職目標については、一般雇用90%、保護雇用2%、自営8%を目標と設定されることになる(図-5)。実際、ソロRCプロジェクトの第4期生の就職状況は、縫製が100% (10人中10人)、コンピュータが90% (10人中9人) であり、目標を満たしている。

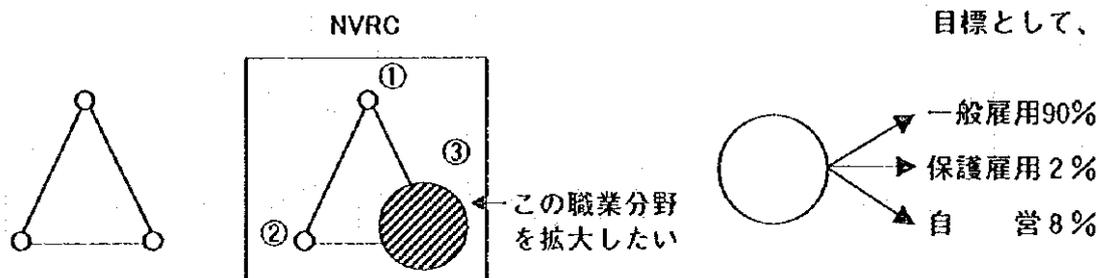


図-5 NVRCの職業訓練目標

訓練生の就職については、インドネシア国の高い失業率からすれば、障害者の就業は厳しい状況にあるが、社会省は、以下の事由から、かなり楽観的に考えているように思われる。

- ① 上級訓練を実施し、健常者に劣らない高い技能を習得させて労働市場に訓練生を送る。
- ② 1997年法律第4号「障害者に関する法律」を制定し(1997.2.28)、障害者の機会均等を保障し、従業員100名以上の企業は少なくとも1名の障害者を雇用することとする。

6. 要請の内容

インドネシア国政府は、同国における障害者リハビリテーションの中心センターとして、チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）を、我が国の無償資金協力により建設中であり、完成後のセンターを運営する人材の育成を目的として、本技術協力を要請している。技術協力内容としては、①職業指導・評価、②職業訓練、③職員研修、④調査研究の4分野に分かれる。①「職業指導・評価」では、ソロRCプロジェクトで開発された中部ジャワを対象とする訓練生の募集から評価・就職までのシステムを、インドネシア全土を対象に展開し、その確立を図る。②「職業訓練」では、ソロRCプロジェクトで実施されている縫製、コンピュータの2コースに、金属加工、電子、印刷の3コースを新たに加え、一般雇用を目的とした五つの訓練コースを実施する。③「職員研修」においては、リハビリテーションセンター職員等に対して、職業リハビリテーションに関する研修を行う。④「調査研究」では、職業リハビリテーションに関する調査研究を行う。

本調査でインドネシア国側と確認された要請内容は以下のとおりである。

6-1 職業訓練

6-1-1 訓練概要

インドネシア国側からの説明は以下のとおりである。

(1) 訓練分野：

- ① 金属加工（機械加工、溶接、小型エンジン修理）
- ② 電子（家電修理、電子機器組立）
- ③ 印刷
- ④ コンピュータ
- ⑤ 縫製

*コンピュータ、縫製については、ソロRCプロジェクトで協力実施中。

(2) 定員：各コース20名、5コースで計100名

(3) 訓練対象者：軽度の肢体不自由者

(4) 訓練生の満たすべき要件：下記5要件

- ① 高校卒業資格を有する

- ② 基本的技術を有している
- ③ 訓練に対して強い動機を有している
- ④ 生産年齢である
- ⑤ 軽度の障害である

(5) 訓練募集回数及び訓練期間：年1回募集、訓練期間10か月

(6) 訓練生の評価方法：年2回学科及び実技試験

(7) 終了後の資格：労働省からの証書を検討中

(8) 訓練開始スケジュール

インドネシア国側は、全5コースを1998年4月から開講することを要望。

日本側は、少なくとも新しく開始する3コース（金属加工、電子、印刷）については、訓練開始前の準備期間が必要であり、一律に5コースを開始するのではなく、段階的に開始することの必要性を申し入れた。

6-1-2 金属加工

NVRCにおいて展開される金属加工分野の職業訓練は「小型エンジン修理」「機械加工」「溶接」の3コースを希望している。これら3コースの展開方法として以下の3案が提出されていたが、専門家及び指導員がインドネシア国側に配置されていないために討議できなかった。

- ① 3コース各々に定員を設け、3コースを独立したコースとして12か月の訓練を実施する
- ② 10か月の訓練期間内に、3コースすべてを習得する（たとえば、3か月ごとに分割する）
- ③ 訓練期間の初めに3コース共通の基礎的な内容の訓練を実施し、その後、残りの期間を3コースに分け、専門分野を絞り、集中的に訓練を実施する

同分野の訓練カリキュラムは、ソロRCにおいて既に検討、作成されている（資料4参照）。

今後、NVRCにおいて、修了生の完全雇用をめざす職業訓練を展開するためには、同分野の労働市場で必要とされている企業ニーズを明確に把握し、その技能者を育て得る訓練カリキュラムの設定を、実施協議調査団の派遣前に検討する必要があると考える。

本調査で、NVRC、ソロRC、社会省等から入手した情報を考えると、金属加工科のコース設定については、

- ① 現地の労働市場は厳しいうえに、同国としては初めての、一般雇用をめざした障害者に対する職業訓練であることから、特色のある「訓練生の仕上がり像」が望ましく、その特

色として単能工より、広い基礎のある多能工が適している

② インドネシア国側の意見は、カリキュラム案では1コースである

③ NVRCの施設も実習場は三つに分けられているが、教室は一つである

を考慮して、現時点では次のように考えられる。

① 金属加工科は、小型エンジン、機械加工、溶接の三つの独立したコースで実施することは望ましくない

② 1コースで実施する場合、その訓練内容及び訓練方法は、現地状況等を再度調査したうえで、インドネシア国側より提示されたカリキュラム原案を吟味しつつ、構築すべきである。

また、「小型エンジン修理」コースの指導員については、インドネシア国側で採用し、CEVESTを活用することによって指導員を養成する方向で検討されている。

CEVESTの車両整備実習場は、ソロRCのそれと比較して、設備、機器が十分整備されていることから、CEVESTでは向上訓練等のカリキュラムが作成され、既に実施されていることから、小型エンジン修理分野の指導員の養成については、特段問題がないと考えられる。

6-1-3 電子

ソロRCにおいては、プロジェクトの協力対象外であるが社会リハビリの一環として電子関係のコースが設定されており、ラジオ修理の実習場を視察した。木製のスピーカーを含む一連のラジオ実験装置が、6台程度配置されていた。修理をしたと思われるラジオのプリント基板が、散乱しており、その修理方法もハンダ付けを含めて職業訓練になっていない。めぼしい測定器もなく、機材も時代遅れである。

ソロRCで作成されたカリキュラムの内容（資料4参照）は、主に家電修理であり、無償資金協力による機材リスト（資料6参照）には、測定器が含まれている。

インドネシア国側は、電子機器組立について、必要であるとの主張であったが、インドネシア国側には、電子機器の専門家がないので、用語の確認は当を得なかった。インドネシア国側は、組み立てについて、大規模な工場の製造工程のうち、機器の整備を意図している。

家電修理分野の日本側対応は困難であるが、電子機器分野については、短期専門家の対応が必要である。

6-1-4 印刷

印刷については、インドネシア国側の要請の内容を確認することを目的としたが、具体的には、中心になるとと思われる製版の作業がデスクトップパブリッシング（DTP）を前提とするか否かの確認が大きな目的だったといえる。

当初の無償供与の機材リスト（資料6参照）からは推察できなかったが、本調査では、DTP

を基本として製版の作業を目標としていることがうかがえた。

社会省においては、裁断及び製本の作業にも重点を置きたいとの要望があったが、訓練内容が大きく異なることから、慎重に対応する必要がある。

なお、同分野の訓練カリキュラムは、ソロRCにおいて既に検討、作成されている（資料4参照）。

6-1-5 コンピュータ

ソロRCにおけるコンピュータ実習場は、専門家の指導により、既設体育館を改装したものであったが、整然とパソコンが設置され、専門家室及び教室が並置されていた。訓練生は、アプリケーションを中心に訓練中であった。視察中、ソロ市においては午後は停電とのことで、非常電源で実習中であった。専門家の技術移転については、十分に指導されているとの印象を受けた。

提供されたソロRCのコンピュータのカリキュラムは資料5(1)のとおりである。

NVRCでの訓練内容はソロRCの延長線上とのことであり、ソロRCプロジェクトの平川専門家から、インドネシア国側の会計ソフトを流用できる程度の訓練目標が妥当ではないかとの意見があった。

6-1-6 縫製

ソロRCにおける縫製は、就職においても期待される分野とのことであった。実習場は、ソロRCの中では最大の広さであり、供与された機材が整然と配置されていた。訓練生は重度の身体障害者はいなかった。

実習作品のいくつかは、十分に市場に適應できる印象で、3年にわたる技術移転は、最終段階と思われる。

提供されたソロRCにおける縫製のカリキュラムは資料5(2)のとおりである。

6-2 職員研修

職員研修については、1997年2月にソロRCプロジェクトに派遣された安井短期専門家がインドネシア国側と協議しているが、その内容（資料7参照）から特に変更はないことを確認した。日本側から提示した協力案は資料8のとおりである。

また、本調査では以下の2点が確認された。

- ① 1997年度の研修については、インドネシア国側で対応する
- ② 職業訓練指導員及び管理職について、日本側が協力する内容は「職業リハビリテーション」に関することである

管理職研修については日本とインドネシア国の間に文化風土の違いがあり、さらに人権意識等も異なるため、日本側が組み立てたカリキュラムをそのまま導入することは不適切であると考えられる。このため、インドネシア国側によるカリキュラムの組立てが不可欠であろう。

人権の取扱いについて、日本側とインドネシア国側では、基本的な立場が異なり、障害者問題に限らず、日本における人権意識はインドネシア国側にとってみれば急進的なものと感じられるであろう。このため、障害者の職業リハビリテーションのあり方について研修を行う際には、基本的な人権の考え方についての研修も、インドネシア国側に受け入れられる範囲で、取り入れることが不可欠である。

6-3 調査研究

調査研究についても、1997年2月にソロRCプロジェクトに派遣された森下短期専門家がインドネシア国側と協議しているが、その内容（資料7参照）から特に変更はないことを確認した。

インドネシア社会省では、基礎データが乏しいため基本的にはデータの収集及び分析が当面の課題となると思われ、提示されている6分野は適当であると考えられる。ただし、短期専門家での対応となるため、その派遣時期等について検討する必要があるであろう。

また、データの蓄積、整理、分析に際して、パーソナルコンピュータ等の設備は不可欠である。日本側から提示した協力案は資料9のとおりである。

7. 日本の他の協力との関連

7-1 無償資金協力

「インドネシア共和国障害者職業リハビリテーションセンター建設計画」として、本プロジェクトのサイトとなるチビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）の施設の建設及び機材が供与される。供与金額の総額は約16億円で、その概要は以下のとおりである。

施設は鉄筋コンクリート造の平屋建てで、敷地面積は3万5,419m²、建築延床面積は1万1,184m²であり、社会省の精神障害者施設に隣接している。完成予想図は図-6のとおりであり、無償資金協力による供与機材リストは資料6のとおりである。

7-2 ソロ身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト

NVRCプロジェクトのパイロットプロジェクトとして、1994年12月20日にソロRCにおいて開始された同プロジェクトは、1997年12月19日に3年間の協力期間を終了することとなる。同プロジェクトでは、中部ジャワ州の身体障害者を対象に、職業リハビリテーションシステムを初めてインドネシア国に導入・開発し、一般雇用をめざした縫製・コンピュータの2職業訓練コースを実施している。

現在、長期専門家として以下の計5名が派遣されている。

- | | |
|---------------|----|
| ・チーフアドバイザー | 1名 |
| ・業務調整員 | 1名 |
| ・職業指導・評価 | 1名 |
| ・職業訓練（縫製） | 1名 |
| ・職業訓練（コンピュータ） | 1名 |

また、同プロジェクトの基本計画は以下のとおりである。

〔プロジェクトの基本計画〕

(1) 上位目標

ソロ地域における障害者の職業を通じた社会参加が促進される。

(2) プロジェクト目標

ソロRCにおける身体障害者職業リハビリテーションシステムが開発される。

(3) 成果

1) ソロRC職員の職業指導、職業評価に関する資質の向上が図られ、職員が独自に職業リハ

ビリテーションシステムを運営できるようになる。

- 2) ソロRC職業訓練コース職員（指導員）の資質の向上が図られ、一般市場に通用する知識、技能を指導できるようになる。

(4) 活動

1) 職業指導、職業評価にかかわる技術移転

- a) 現行の社会リハビリテーションシステムの現状把握、分析
- b) 新しい職業リハビリテーションシステムの開発、試行
- c) 新しい職業リハビリテーションシステムの評価、改善
- d) 上記全活動の評価

2) 職業訓練にかかわる技術移転

- a) 職業訓練計画の作成
- b) カリキュラムの作成と改善
- c) 訓練教材の実施
- d) 指導技法、専門技術の移転
- e) 職業訓練の実施
- f) 訓練用機器の操作、管理方法の移転
- g) 訓練評価法の開発

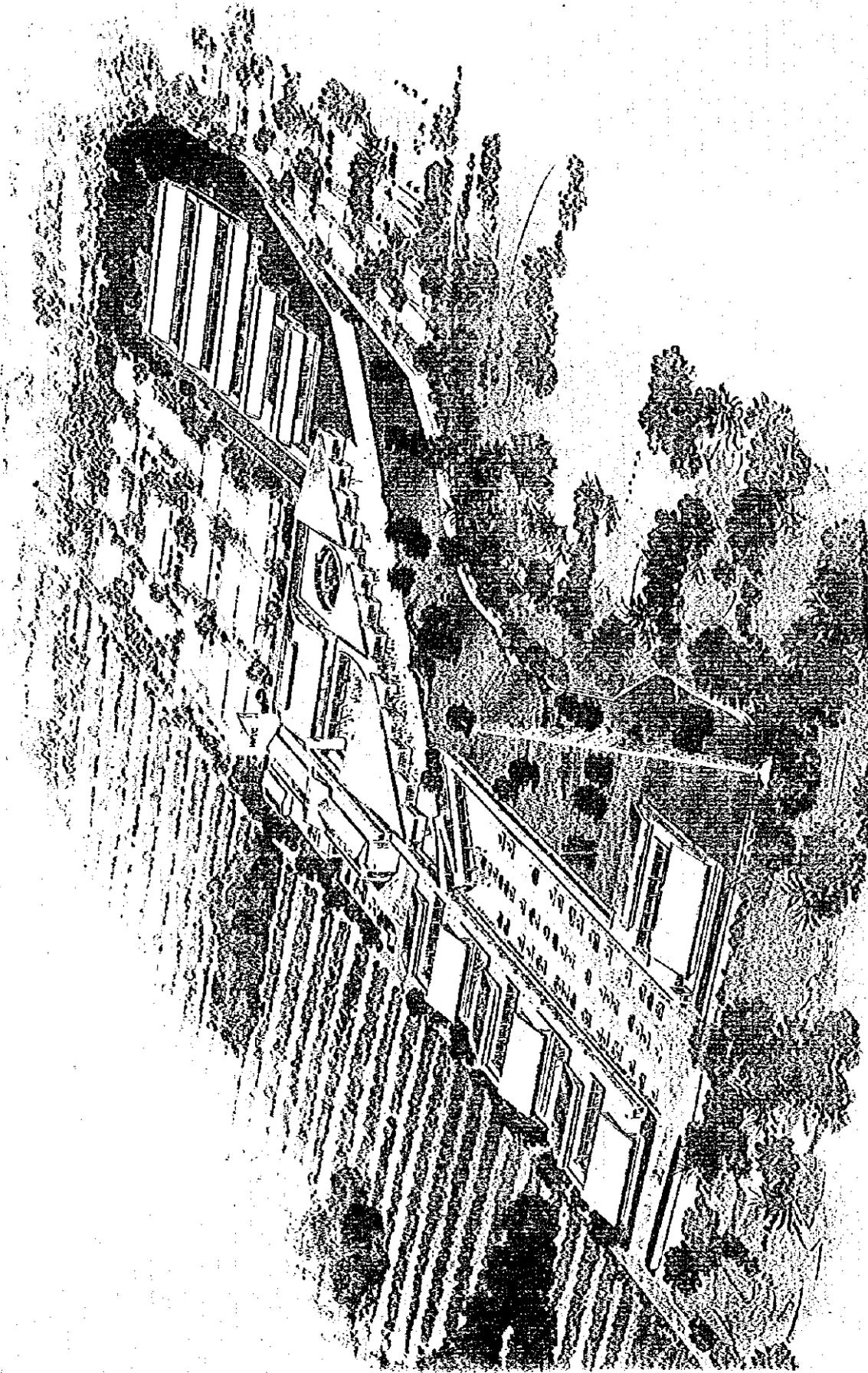


図-6 NVRCの完成予想図

The Project for Construction of National Vocational
Rehabilitation Centre for Disabled People

PACIFIC CONSULTANTS INTERNATIONAL

Perspective
- III -

8. プロジェクトの実施計画

8-1 名称

プロジェクトの英文名称については、インドネシア国側と協議のうえ、次のとおり確認した。

「The Project for National Vocational Rehabilitation Center for the Disabled People, Prof.
Dr. Soeharso, Chibinong」

8-2 基本計画

8-2-1 上位目標

インドネシア国において、職業リハビリテーションシステムが確立し、身体障害者の就業が促進される。

8-2-2 プロジェクト目標

チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター (NVRC) において、職業リハビリテーションシステムが確立される。

8-2-3 プロジェクトの成果

- ① センターの運営管理体制が確立される
- ② NVRCにおいて、職業指導・評価担当職員が養成される
- ③ NVRCにおいて、職業訓練コース職員（指導員）が各分野において養成される
- ④ NVRCにおいて、職員研修担当職員が養成される
- ⑤ NVRCにおいて、調査・研究担当職員が養成される

8-3 プロジェクトの活動

(1) センターの運営体制について

- ① 組織機構を整備する
- ② 適切な人材を配置する
- ③ 施設・機材の維持管理体制を整備する

(2) 職業指導・評価に係る技術移転

1) ソロRCで開発した職業指導・評価のシステムをNVRC用に改定する。

- ① 広域の募集システムを作成する
- ② 選考方法の見直しと選考基準の設定を行う

- ③ 広域の就職斡旋システムを構築する
2) 上記システムの試行・評価・改善を行う。

(3) 職業訓練に係る技術移転

(a)～(e)の分野において、

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 職業訓練計画の作成を行う | (a) 金属加工 |
| ② カリキュラムの作成と改善を行う | (b) 電子 |
| ③ 訓練教材を作成する | (c) 印刷 |
| ④ 指導技術、専門技術を移転する | (d) 縫製 |
| ⑤ 職業訓練を実施する | (e) コンピュータ |
| ⑥ 職業訓練用機器の操作、管理方法の移転を行う | |
| ⑦ 訓練の評価手法の開発を行う | |
| ⑧ 訓練コース内容の評価を行う | |

(4) 職業研修に係る技術移転

(a)～(d)の分野において、

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 職員研修計画の作成を行う | (a) NVRC職員 |
| ② カリキュラムの作成と改善を行う | (b) 他のRC職員 |
| ③ 研修教材の作成を行う | (c) ソーシャルワーカー |
| ④ 職員研修に係る指導技術・管理技術の移転を行う | (d) 管理職 |

(5) 調査・研究に係る技術移転

(a)～(e)のテーマについて、

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| ① 調査・研究計画の作成を行う | (a) 身体障害者実態調査 |
| ② 実施方法の技術移転を行う | (b) 労働市場調査 |
| ③ 分析手法の技術移転を行う | (c) 身体障害者の就業可能職種 |
| ④ 調査・研究結果を評価し、
センターの活動に反映させる | (d) 職業訓練科目・内容の設定 |
| | (e) 職業訓練評価 |

9. インドネシア国側プロジェクト実施体制

9-1 実施機関の組織及び事業概要

本プロジェクトは社会省社会リハビリテーション開発総局の所管であり、ソロRCプロジェクトと同様、スシロ総局長の直接の指揮により、インドネシア国側の準備が進められている。現在、チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター（NVRC）の立ち上げのため、スシロ総局長をトップとする準備委員会（Project Implementation Unit）が組織されている。

9-2 プロジェクトの組織及び関係機関との組織関連

インドネシア国では組織を新設するのに困難であるため、NVRCは、ソロRCの1施設として設立される。しかし、実質的には、NVRCはソロRCとは独立の組織であり、ソロRCよりも上位の、インドネシア国における中心センターとして機能する。

プロジェクトの組織図は、図-7のとおりである。これは、1995年8月の無償資金協力基本設計調査の際に、社会省から提示されたものであるが、当時は111名の職員による運営を計画していた。本調査では、総職員数を121名とし、10名の職員を新たに「職業訓練部」及び「専門職」に配置するとの説明がインドネシア国側からあった。

なお、NVRCの所長は本調査時には未定であった。

9-3 プロジェクトの予算措置

1997年度については、総額17億8,438万9千ルピア（9,391万5千円、1円=19ルピア）が確保されており、その内訳は、表-3に示すとおり、NVRC職員候補者の研修費用、ソフトオープニングに係る費用（訓練生及び職業訓練指導員の移動・宿泊に係る費用等）、NVRC建設に係る費用（インドネシア国側で準備される備品等の費用、電気設備費用等）からなる。

9-4 建物、施設計画等

無償資金協力によって建設中の施設は、ほぼ当初の予定どおり建設されており、調査団派遣時点で出来高は50%を超えていた。また、インドネシア国側の給電工事も1997年7月に完了する予定であり、現在の進捗状況を見る限り、10月末までには仮設の撤去、機器の据え付け、試運転は完了するとの当初の計画に変更はないと思われる。

施設の建設のスケジュールに関し、社会省と日本側請負業者との間で合意書（資料10）が取り交わされ、社会省への施設の引き渡しは11月1日に行われる。

9-5 NVRC職員の配置計画

インドネシア国側から、NVRCの人員体制について、

- ① NVRCの職員数は121名を予定している
- ② 50名については、既に決まっており、ソフトオープニングまでに必要な訓練を受けて配置される
- ③ 残りの71名については、1997年11月11日のソフトオープニング以後、徐々に増員され、1998年4月に、職業訓練コースが開講されるまでにはすべて配置される

との説明があった（121名の配置計画については、資料11を参照）。

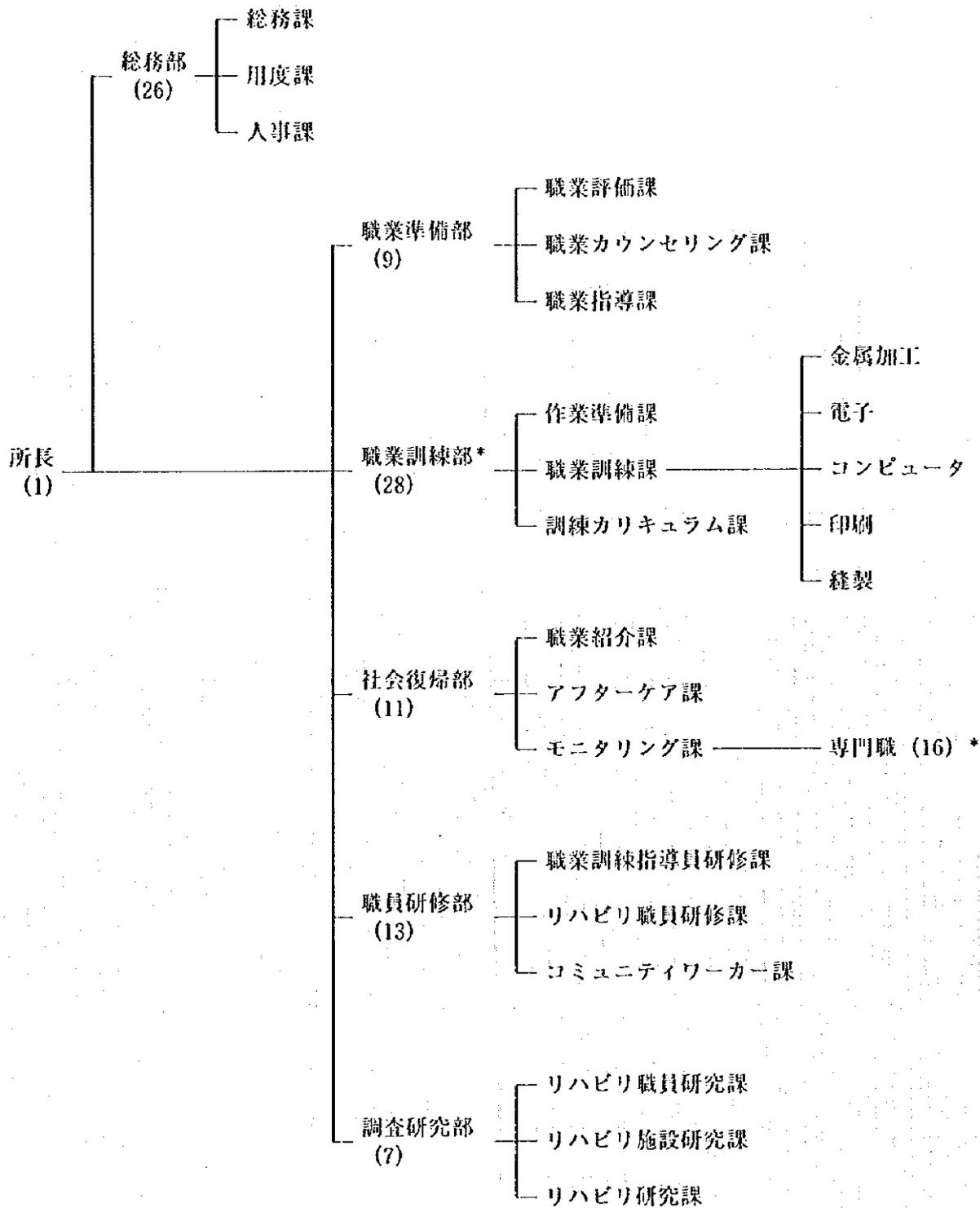
職業訓練コースの指導員については、5コース各4名の20名が配置される予定である。

また、ソロRCのワスラン所長から、ソロRCからNVRCに移動する職員は現在15名を予定しており、そのうち11名については、リスト（資料12）に示す職員が既に決定している旨説明があった。

9-6 NVRC職員の研修計画

社会省から、47名のNVRC職員に対する研修計画が提出された（資料13）。

職業訓練コース指導員の養成については、金属4名（3か月）、電子4名（2か月）についてはCEVESTで、コンピュータ4名（4か月）及び縫製4名（4か月）はソロRC、印刷4名（2か月）はPusat Grafika Jakartaとのことである。具体的な指導員の要件を（経験、資格等）についてはインドネシア国側から説明はなかった。NVRCの訓練生が、高卒者を予定していることもあり、指導員の資質向上は大きな問題となる。



備考：追加の10名は*の部門に配慮される予定。総職員数121名。

図-7 チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター (NVRC) の組織

表-3 1997年度チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト予算

	費用	予算額 (RP)	換算額 (¥)
1	人件費	19,500,000	1,026,000
2	旅費等	39,990,000	2,105,000
3	活動、維持費	73,200,000	3,853,000
4	職員研修費	321,200,000	16,905,000
5	訓練生宿泊費	23,184,000	1,220,000
6	機材備品費	273,650,000	14,403,000
7	付帯設備費	462,065,000	24,319,000
8	電気設備費	120,100,000	6,321,000
9	職員宿舍建設費	451,500,000	23,763,000
	合計	1,784,389,000	93,915,000

通貨換算率 (RP19= ¥1)

10. 協力の基本計画

本調査の結果、インドネシア国側で計画が必ずしも十分に検討されていないことが明確になり、実施への意欲は高いものの、プロジェクトを実施するまでには、一層の計画の詰めを行うよう調査団はインドネシア国側に要請してきた。したがって、専門家派遣、研修員受入、資機材供与計画については具体的な協議は社会省となされていない。

10-1 協力の基本方針

本プロジェクトのパイロットプロジェクトとして、ソロRCプロジェクトを既に実施しており、同プロジェクト終了後、速やかに、NVRCプロジェクトを開始する。そのため、ソロRCプロジェクトと十分に連携を取りながら、同プロジェクトの成果がスムーズにNVRCに活用されるようにする必要がある。ソロRCで育成されたカウンターパートの一部がNVRCに異動することが計画されており、本プロジェクトでは、そうした人的資源の活用も重要となる。

本プロジェクトの協力分野は、①職業指導・評価、②職業訓練、③職員研修、④調査研究の4分野に大別される。

職業指導・評価分野について、ソロRCプロジェクトで開発された中部ジャワ地域を対象とする訓練生の募集（リクルートメント）・評価（アセスメント）・就職斡旋（プレイスメント）のシステムを、NVRCでは全国を対象に展開する。特に、リクルートメント・プレイスメントについては、他の社会省施設、関連省庁との連携が不可欠であり、社会省のリーダーシップによる全面的な支援が期待される。

職業訓練のうち、ソロRCで実施されてきた縫製、コンピュータの2コースについては、ソロRCから異動するカウンターパートを活用し、ソロRCプロジェクトで実施されている訓練と同等の訓練を実施する。新設される金属加工、電子、印刷の3コースについては、社会省には経験がなく、社会省が考えている1998年4月からの5コース一斉開講は無理であると判断される。日本側からインドネシア国側には、ソロRCプロジェクトで実施済みの2コースと残りの3コースでは、開始時期及び訓練生数を同じものとはせず、段階的な実施を行うことを提案している。

職員研修及び調査研究については、インドネシア国側で具体的な計画が検討されていない。インドネシア国側による計画の作成が急務であり、日本側としては、そのうえで検討せざるを得ない。

10-2 協力の範囲及び内容

(1) 職業指導・評価

ソロRCプロジェクトでの成果を受けて、全国を対象とする訓練生の募集（リクルートメン

ト)・評価(アセスメント)・就職斡旋(プレイズメント)のシステムを確立する。ソロRCのワスラン所長から、NVRCの同システムについて、次のとおり説明があった。ただし、社会省とソロRCとの連携が十分でないため、社会省との共通認識はできていない様子であった。

1) ソロRCによるリクルートメント及びアセスメントの計画案

- a) 訓練生募集の窓口としての役割を、州レベルのリハビリテーションセンターである PANTI (身体障害者を対象とするものは全国に5か所ある。これに国立のソロRC及び NVRCをあわせると身体障害者を対象とする社会省のリハビリテーション施設は7施設となる) に持たせ、NVRCではテストと書類選考の併用とする。訓練生の情報等は、各県にある社会事務所、労働事務所等から、PANTIに集められる (NVRCはこれをモニター、コントロールする)。
- b) 当面はジャワ島内を募集対象地域とし、ノウハウを蓄積する。
- c) 訓練科目にもよるが、比較的高学歴の者であって、移動(通勤等含む)に支障がない者、かつ精神的な障害者がなく、身体の障害程度(主な下肢障害)の軽度の者を対象とする。

2) ソロRCによるプレイズメントの計画案

各州ごとに、地域雇用対策チームを設置し、就職については、このチームに責任を持たせる。州知事がトップとなり、経営者団体も参画するため、このチームが機能すれば求職情報の収集は可能とも思われる。

なお、実際の職業紹介あるいは同行紹介などについて、具体的にどこの組織が対応することになるかは未定とのことである(6月に関係者の会議があり役割分担が行われる予定)。職業紹介は各県の労働事務所が行っているが、紹介件数は多くない。同行紹介については、PANTIとの役割分担をどのようにするのか、旅費等の予算がどのようになるのかなどの不確定要素が多く、どの方式が最良であるか判断しにくい。

(2) 職業訓練

金属加工、電子、印刷、コンピュータ、縫製の5コースが実施され、各コースは定員20名、10か月コースである。詳しくは、各コースの内容を含めて、「6. 要請の内容」を参照。本プロジェクトで新設される3コースについては、インドネシア国側から、ソロRCで作成されたカリキュラム・シラバスが提示されたが、訓練内容が実際の労働市場のニーズに合うものであるかどうか確認する必要がある。

(3) 職員研修

職員研修については、職業訓練コース開講6か月後から開始するとの説明がインドネシア

国側からあったが、その内容について、1997年2月に派遣されたソロRCプロジェクトの安井短期専門家の報告書にある内容（資料7参照）の変更は、特にインドネシア国側からはなかった。具体的な実施計画等についてはインドネシア国側では立てられていない。研修対象者を①NVRC職員、②他のRC職員、③ソーシャルワーカー、④管理職とすることで日本・インドネシア国双方が合意し、ミニッツに盛り込んだ。

(4) 調査研究

職員研修と同様、具体的な内容については計画されていない。研究テーマについては、1997年2月に派遣されたソロRCプロジェクトの森下短期専門家が協議した際のテーマに変更はないことを確認し、①身体障害者実態調査、②労働市場調査、③身体障害者の就業可能職種、④職業訓練科目・内容の設定、⑤職業訓練評価とすることで日本・インドネシア国双方が合意し、ミニッツに盛り込んだ。

11. 技術協力の妥当性

インドネシア国は急速な経済成長を続けてきた半面、社会福祉・保健医療等の社会インフラ整備については立ち遅れが目立ち、全人口の3.1%（約600万人）が障害者であるにもかかわらず、リハビリテーション体制の未整備のため、障害者の社会的地位は低いままとなっている。

インドネシア国政府は、第1次長期国家開発計画期間（1965～1994年）を国家開発の基礎固め準備期間とし、その間、障害者のリハビリテーションセンターについては、二つの国立施設（身体障害者及び精神障害者施設）、21の州立施設（PANTI）、13の県立施設（SASANA）を設置（合計36施設）したが、こうした施設も既に旧式化・老朽化している。特に障害者の就業を考えた場合、インドネシア国で実施されている職業訓練は社会リハビリテーションの一環として実施され、職業訓練のレベルが低く、指導員も質・量ともに不足している。実際、職業訓練の終了者のうち、企業に就職できる者は少なく、自営業や家内工業を行うほかは、ほとんど家族の元へ帰り、在宅している。

また、インドネシア国における一般的な雇用状況も失業率が約40%と非常に厳しい。

こうした事情のなかで、障害者の就業を促進させるためには、一般労働市場のニーズにあった高度な職業訓練の実施が不可欠であり、本プロジェクトの実施は意義があると思料される。職業訓練の卒業生の就職が特に大きな課題となるところであるが、障害者の就業を支援する法体制が整備されてきており、本プロジェクトの側面支援が期待される。既に、パイロットプロジェクトとして実施中のソロRCプロジェクトでは、職業リハビリテーションシステムに係るマニュアル等が整備され、NVRCプロジェクトへの準備も進んでいる。以上の点を勘案するに、事前調査団としては、プロジェクト方式技術協力の必要性と期待される効果を考慮して、我が国の技術協力実施の妥当性を確認するところである。

また、「アジア太平洋障害者の10年（1993～2002年）」、リヨンサミットで橋本総理大臣から提案された「世界福祉構想」において、日本が社会福祉分野の国際協力に主導的に取り組んでいくことが期待されており、本件の実施は、その意味からも意義が大きい。

12. 協力実施にあたっての留意事項等

- (1) 本チビノン国立身体障害者職業リハビリテーションセンター (NVRC) プロジェクトの課題
- 1) 労働市場の要求に応える研修の実施のためには、企業側のニーズを吸収する体制が必要であり、この一つの方法として、現在CEVESTが実施している企業からの参加者を募った技能向上訓練を参考に体制づくりをすることを検討する必要がある。社会省は、今後の労働力省との連絡会などを通じて、NVRCの職員が、CEVESTと企業との間で実施している懇談会に参加するような体制を構築すべきである。
 - 2) 研修修了者の雇用促進体制づくりのために、労働力省との協力関係を構築する活動を、本件プロジェクトの実施運営体制の一つとして位置づけること。このような運営上の仕組みを欠いてはプロジェクトの効果も、また、法律第4号に基づく雇用促進効果も、期待できないであろう。
 - 3) 自営業をめざす修了者の支援策の検討を本プロジェクトの研究開発の中心課題の一つと位置づけ、インドネシア国の身体障害者の就業問題に具体的な改善策を提案していくこと。場合によっては、日本の草の根無償資金協力の活用なども含め、多様な就業支援策を考案し、これを行政に反映していくこと。

(2) 技術協力の実施方法

- 1) 縫製とコンピュータを除き、社会省には職業訓練コースを企画、準備、実施運営、評価する能力が十分備わっているとは言い難い。日本側は、こうした実施機関の実施能力を養成しつつ協力の事業を展開するのであるから、段階的な実施を図るべきである。
- 2) NVRCは新組織であり、大規模施設・機材を有するため、施設容量の完全稼働には一定の時間を費やす必要がある。たとえば、5年間の協力期間であれば、そのうちの最初の1年間は新規コースや、職員研修、研究開発の試験的实施期間と位置づけ、2年目以後に施設容量に見合う本格的な事業整備を図るような協力の実施計画を策定することが是非とも必要と考えられる。あるいは、最初は2ないしは3年間の試験的な協力事業とし、この後施設容量に見合う協力とするものも有効と判断する。
- 3) 社会省の職業訓練に関する人材や知識、経験は乏しく、このためプロジェクトの準備段階から日本側の積極的な協力や支援が必要。この意味から、今後の長期調査等では、実施計画の原案を日本側が準備するような段取りを考える。調査団から、5月末までに、121名の職員の履歴（少なくとも50名については不可欠）、同職員の研修課題、研修先、研修期間を日本側に通報するとともに、研修生の募集選考システム及び段階的な実施方法に対する検討結果を、日本側に回答するよう懇請した。

(3) ソロRCプロジェクトの整理・調整

- 1) 社会省はソロRCプロジェクトをNVRCの第1フェーズと位置づけているため、NVRCの準備にソロRCプロジェクトの専門家が関与・協力するのは当然との認識である。事実NVRCのカリキュラムの策定についてはソロRCで行い、またNVRCのソフトオープニングに伴い、一部職員、機器、研修生もソロからNVRCに異動することとなっている。
- 2) 他方日本人専門家チームは、専門家自身がNVRCの準備に関与するには、サイトが異なること、また二足のわらじを履くにはソロRCプロジェクトの業務が最終段階に近付きつつあるため多忙であるとの現実的な課題のほかに、専門家業務の範囲や役割の整理・明確化・調整を行政側で行う必要があると考えている模様であった。
- 3) 事前調査団としても、社会省のソロRCプロジェクト及びNVRCプロジェクトへの認識や日本側のソロRCプロジェクトに関する事前調査、実施協議等の記録などを振り返り、さらに専門家の意向を踏まえたうえで、ソロRCプロジェクト派遣専門家のNVRCのソフトオープニングへの協力及びソロRCプロジェクトの枠組み内でのNVRCの開講に向けた協力につき、行政・運営サイドからの整理や指示が、派遣中の専門家に対し必要と感じた次第である。

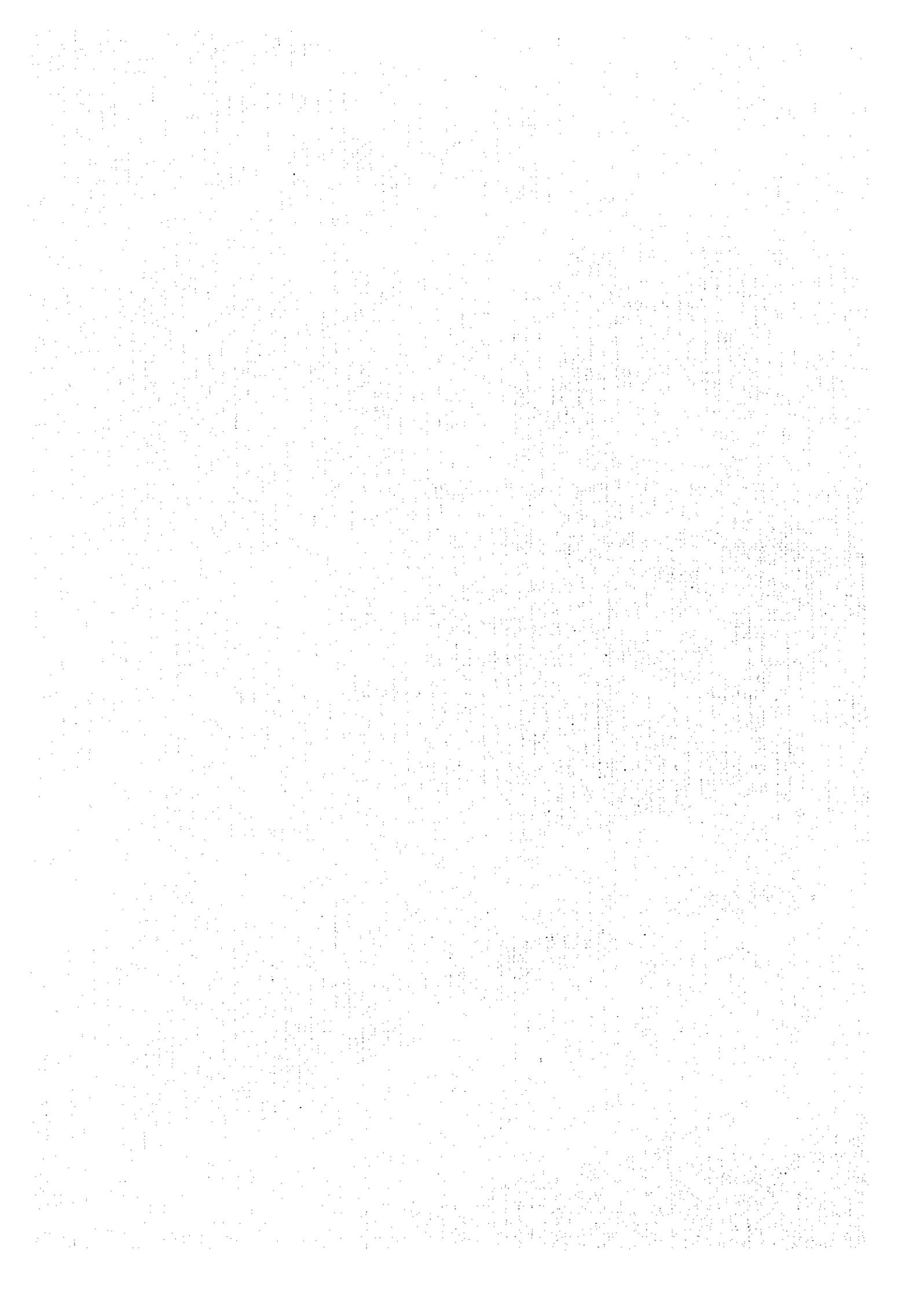
(4) その他の配慮事項

チームリーダーの重要性について一言したい。

本件プロジェクトの成果は身体障害者の就業・雇用の確保にある。しかし、インドネシア国の失業は、社会的な課題と言ってよく、したがって解決のためには全体的な政策、法令、措置、制度などが必要である。それらが十分とはいえない状況のなかで、身体障害者の就業がいかに困難であるか、容易に想像できる。社会省は、しかしこれら障害者の権利保護と社会生活の促進支援のために、「障害者に関する法律」を制定し、その事業に取りかかっている。事業は同省にとって未知の部分を含み、他の官庁や民間との協力や調整が欠かせない。こうした先方の事業上の責務の遂行や課題の達成に、NVRCプロジェクトの技術協力は大きく貢献しなければならない。プロジェクトの技術分野の企画、実施運営、評価ばかりでなく、雇用・就業・自営などの、いわば障害者にとって最も切実な社会生活の実現を支援するさまざまな措置や方法や制度形成に関する活動、特に関係官庁や民間企業との渉外活動がリーダーの業務の大きな比重を占めることが予想される。リーダーはこの任務に応えていかななければならない。

資 料

1. ミニッツ
2. 障害者に関する法律（1997年法律第4号）及び解説
3. インドネシアの労働事情（概要）
4. ソロRCで作成された電子、印刷、金属加工コースのカリキュラム・シラバス案
5. ソロRCで実施中のカリキュラム（コンピュータ及び縫製）
6. 無償資金協力機材リスト
7. ソロRCプロジェクト安井・森下両短期専門家報告書
8. 日本側の提示した職員研修分野の協力案
9. 日本側の提示した調査研究分野の協力案
10. NVRC建設スケジュールに関する社会省と日本側請負業者の合意書
11. NVRC人員配置計画
12. ソロRCからNVRCへ異動する職員の名簿
13. 社会省のNVRCスタッフ研修計画
14. インドネシア国側1998年度予算要求資料



MINUTES OF DISCUSSIONS
BETWEEN
THE JAPANESE PRELIMINARY STUDY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
ON
THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT FOR THE NATIONAL VOCATIONAL REHABILITATION CENTRE
FOR THE DISABLED PEOPLE, PROF. DR. SOEHARSO, CIBINONG

In response to the request of the Government of Indonesia, the Government of Japan decided to conduct Preliminary Study on the Project Type Technical Cooperation for the project for the National Vocational Rehabilitation Centre for the Disabled People, Prof. Dr. Soeharso, Cibinong (hereinafter referred to as "the Project").

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") sent the Study team headed by Mr. Seiji KAIHO, Director, Planning Division, Social Development Cooperation Department, JICA (hereinafter referred to as "the Team") to the Republic of Indonesia from 6 to 18 April 1997.

During its stay, the Team had a series of discussions with the Indonesian Authorities concerned (hereinafter referred to as "the Indonesian Side") with regard to overall conceptualization of the Project.

As a result of discussions, both the Team and the Indonesian Side agreed to proceed further for realization of the Project based upon the matters referred to in the document attached herewith.

Jakarta, April 15, 1997



Mr. Seiji KAIHO,
Leader, Japanese
Preliminary Study Team,
Japan International
Cooperation Agency,
Japan



Dr. H. Susilo Supeno
Director General for
the Development of Social
Rehabilitation,
Ministry of Social Affairs,
the Republic of Indonesia

ATTACHED DOCUMENT

1. Project Title

The Team and the Indonesian side confirmed that the Project Title is "the Project for the National Vocational Rehabilitation Centre for the Disabled People, Prof. Dr. Soeharso, Cibinong".

2. Objectives of the Project

(1) Overall Goal

Employment for the disabled people is promoted by the establishment of vocational rehabilitation system in the Republic of Indonesia.

(2) Project Purpose

Vocational rehabilitation system is established in the National Vocational Rehabilitation Centre for the Disabled People, Prof. Dr. Soeharso, Cibinong (hereinafter referred to as "NVRC").

3. Project Site

The Project will be implemented at NVRC.

4. Outputs of the Project

4-1. The organization and functions of NVRC are established.

4-2. The staff of vocational guidance/assessment will be trained.

4-3. The staff of vocational training courses will be trained in each field.

4-4. The staff of staff training will be trained.

4-5. The staff of research and development (hereinafter referred to as "R&D") will be trained.

5. Activities of the Project

5-1. Establishment of Operation and Management System in NVRC.

5-1-1 To establish the organization and structure

5-1-2 To assign appropriate personnel

5-1-3 To establish a maintenance system for facilities and equipment.

* Above activities are implemented by the Indonesian side.

5-2. Technical Transfer in Vocational Guidance /Assessment

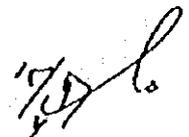
5-2-1 To improve the vocational guidance/assessment system developed at the National Rehabilitation Centre, for the Physically Disabled People, Prof. Dr. Soeharso, Surakarta (hereinafter referred to as "RC Solo").

a) To develop the recruitment system for wide area

b) To revise the selection method and make the selection standard

c) To develop placement system for wide area

5-2-2 To try out, assess and revise the system mentioned above



5-3. Technical Transfer in Vocational Training

Following activities in the fields of MetalWork, Electronics, Computer, Textile and Printing.

5-3-1 To make vocational training plans

5-3-2 To develop curricula and improve them

5-3-3 To make teaching materials.

5-3-4 To develop the training method and technical specialties

5-3-5 To implement training courses

5-3-6 To improve operation and maintenance methods of training machines

5-3-7 To develop the skill evaluation method

5-3-8 To evaluate the contents of courses

5-4. Technical transfer in staff training

Following activities for NVRC staff, Other RCs staff, Social worker and Management officer.

5-4-1 To make staff training plans

5-4-2 To develop curricula and improve them

5-4-3 To make teaching materials

5-4-4 To develop the training method and the management method

5-4-5 To implement training courses

5-4-6 To evaluate the contents of courses

5-5. Technical transfer in R&D

Following activities in the themes of "Fact-finding on the disabled people", "Labor market", "Possible occupation for the disabled people", "Selection of training subjects and details" and "Evaluation and analysis of vocational training results".

5-5-1 To make R&D plans

5-5-2 To develop R&D method

5-5-3 To develop the analysis techniques

5-5-4 To implement R&D

5-5-5 To evaluate the results of R&D and to reflect them on the activities of NVRC

6. Administration of the Project

- 6-1. Director General for the Development of Social Rehabilitation, Ministry of Social Affairs bears overall responsibility for the project as a National Project Director.
- 6-2. Director of NVRC is responsible for the administrative and managerial matters of the Project.

7. Present Status Progress of the Project Preparation

7-1. Preparation of the Indonesian Side

The Indonesian side explained present status progress of the Project preparation as follows.

7-1-1. Soft-Opening, Grand-Opening Ceremony

- (1) The Indonesian side is planning to implement Soft-Opening on 11 November 1997.
- (2) At the Soft-Opening, two vocational courses (Computer, Textile) will be started with 20 trainees for each course (40 trainees in all).
- (3) Trainees are recruited as the third trainee of RC Solo and they are moved to NVRC and trained there till 20 December 1997 and then be moved back to RC Solo.
- (4) 50 staffs will be assigned by the time of Soft-Opening. The candidates for the staff are decided at present (April 1997).
- (5) The Indonesian side is planning to implement Grand-Opening ceremony on 20 December 1997 with attendance of government VIPs.

7-1-2. Full Operation

- (1) The Indonesian side is planning to start full operation in April 1998.
- (2) At the full operation, 5 vocational courses (Metal work, Electronics, Computer, Printing and Textile) will be implemented with 20 trainees for each course (100 trainees in 5 courses).
- (3) NVRC will be operated and managed with 121 staffs.
- (4) 71 staffs will be assigned from the Soft-Opening gradually. All staffs will be assigned completely by the start of the full operation (April 1998). They will be trained in each technical field by the Indonesian side.

7-1-3. Recruitment of Trainees for Vocational Training

The trainees will be recruited from the whole Indonesia, but only the first course's trainees will be recruited from Java.

7-1-4. Preparation for Vocational Training

The curricula has been made for 5 courses.

7-1-5. Preparation for Staff Training

The curricula is undecided at present (April 1997). The staff training courses will be operated about 6 months after the start of full operation.

7-1-6. Preparation for R&D

The content has not been decided yet.

7-1-7. Support Measures to Promote the Disabled People's Employment by the Indonesian Side

- (1) The number 4 of 1997 Law (the law concerning the disabled people) was enacted on 28 February 1997.
- (2) The Indonesian side is preparing the governmental and ministerial regulations based on the above law.
- (3) The Indonesian side is planning to establish a team for promotion of the disabled people's employment, composed of relevant authorities.

7-2. Preparation of the Japanese Side

The Japanese side explained present status progress of the Project preparation as follows:

7-2-1. The Japanese side considers that the technical cooperation of the Government of Japan should be started after finishing the RC Solo Project and that vocational training courses should be started in September 1998 taking account of the preparation.

7-2-2. Inputs of the Japanese Side

- (1) The Japanese side will dispatch 5 or 6 long-term experts (including a chief advisor and a coordinator).

- (2) The Japanese side will dispatch necessary short-term experts according to the annual plan of the Project.
- (3) The Japanese side will receive 2 or 3 Indonesian counterpart personnel in Japan every year.
- (4) The Japanese side will provide necessary equipment.

7-3. Discussions

7-3-1. The Indonesian side proposed that the Project should be started in September 1997.

The Japanese side replied that it is difficult because the Project should be implemented after finishing the RC Solo Project which ends in December 1997.

7-3-2. The Indonesian side proposed that experts of RC Solo Project should move to Cibinong and cooperate for the preparation of the Soft-Opening.

The Japanese side replied that the experts were assigned to the RC Solo Project and difficult to be moved from Solo to Cibinong because of some reasons including financial one.

7-3-3. The Indonesian side proposed to input the activities of the RC Solo Project into the Soft-Opening because the RC Solo Project is placed as a preparation project for NVRC.

The Japanese side replied that both sides would need another discussion if the expert's activities of the RC Solo Project were changed and that the Japanese side would consider the possibility of cooperation, taking account of every factor including the position of the RC Solo Project, expectation of the Indonesian side, the Japanese Grant-Aid, etc.

7-3-4. On the vocational training courses planned to be started in April 1997 with 100 trainees, The Japanese side pointed out following points to be needed more preparation and careful consideration.

- (1) The curricula for courses of Metal work, Electronics and Printing are needed to be revised from the viewpoints whether its content is suitable for the needs of labor market.
- (2) The software concerning recruitment, selection, etc. is not equipped fully.



(3) Staged Implementation of the above-cited course's shall be studied and discussed more between both sides.

8. Duration of the Project

Both sides plan tentatively that the duration of the project will be five (5) years, commencing from the designated date to be stipulated in the Record of Discussions (R/D) of the Project.

9. Inputs into the Project

9-1. Inputs by the Indonesian Side

9-1-1. The Indonesian side will assign 121 qualified personnel, including counterpart personnel.

9-1-2. The Indonesian side will secure the budget for overall operational expenses.

9-1-3. The Indonesian side will prepare equipment such as furniture, office supplies, etc. which are not provided by the Japanese Grant-Aid.

9-2. Inputs by the Japanese Side

As stated in 7-2.

10. Application of the Project Cycle Management (PCM) method for the Project management and evaluation

The PCM method was explained by the Japanese side and both sides agreed that the method would be applied to the Project formation as well as to the Project management and evaluation.

Overall Goal, Project Purpose, Outputs and Activities of the Project Design Matrix (PDM) of the Project were agreed between both sides as a result of discussions.

Both sides confirmed that the PDM of the Project should be completed by joint work of both sides by the time when R/D of the Project would be concluded.

11. Others

11-1. The Indonesian side presented the organization chart of NVRC (Annex 1) and the relevant organizations chart in Ministry of Social Affairs (Annex 2).

14/9/76
14/9/76

11-2. The Indonesian side explained that a trainee for vocational training is selected under the following conditions:

- (1) A trainee completed the senior high school course.
- (2) A trainee has been trained a basic skill.
- (3) A trainee has a strong motivation to be trained.
- (4) A trainee is in productive ages.
- (5) The condition of physical disability of a trainee is not too heavy (for the beginning period a trainee with the minor disability is accepted).

11-3. Both sides confirmed that the vocational training courses in "Small engine repair" and "Home appliance repair" will be implemented by the Indonesian side.

11-4. The Japanese side commented as follows concerning cooperation with relevant authorities.

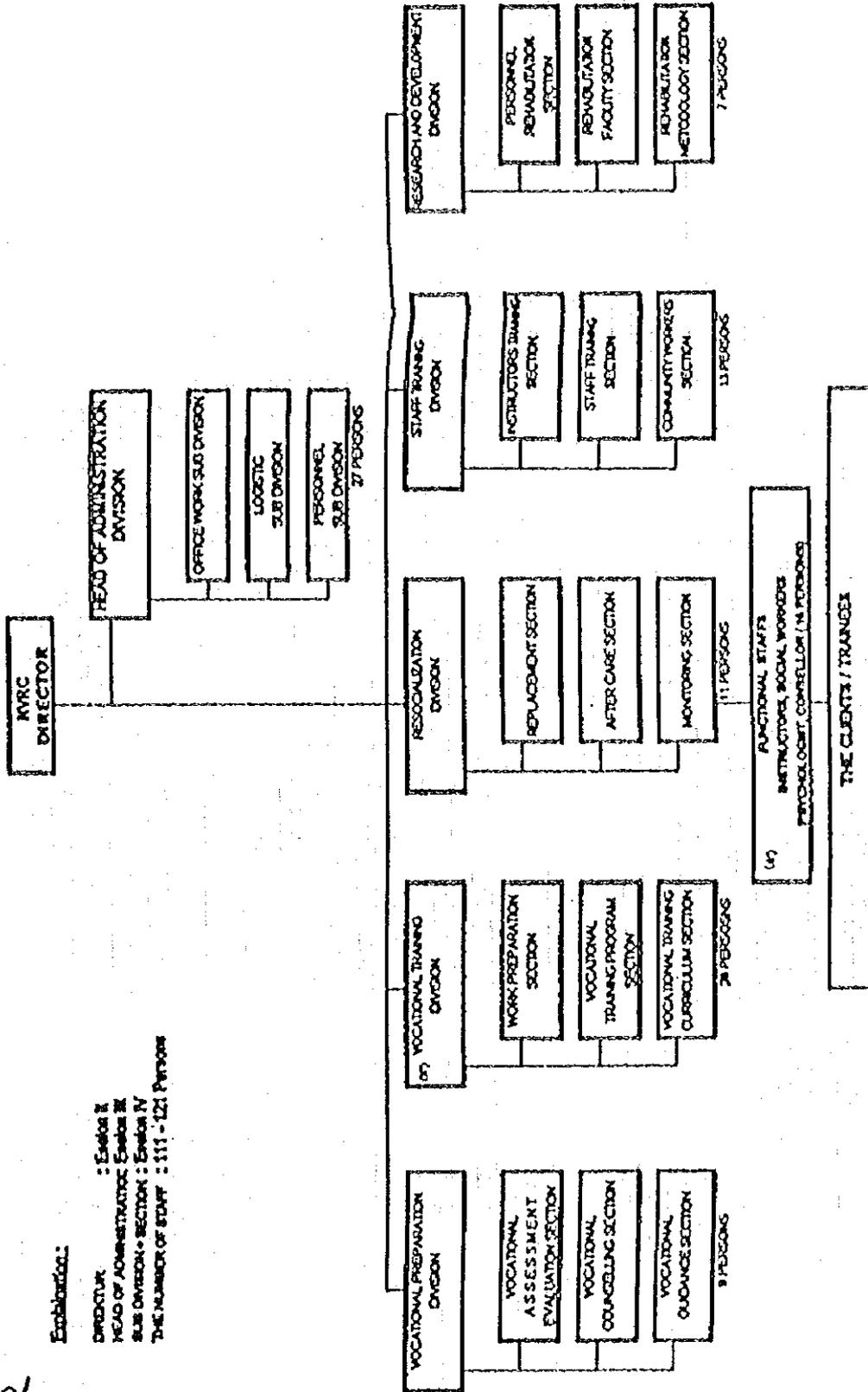
- (1) For promoting securely the disabled people's employment and monitoring the employment situation in enterprises, it would be necessary to place a cooperation system with relevant authorities as a part of the operational organization of the Project, besides the endeavor of each relevant authority based on "The number 4 of 1997 Law".
- (2) The Japanese side considers the set-up of such cooperation system is indispensable for 100% employment of NVRC graduates.

12. List of participants in the meetings from the Indonesian side and the Japanese side appears as Annex 3.

4/8/97
1/4
/b

TABLE 1

NATIONAL VOCATIONAL REHABILITATION CENTRE ORGANIZATIONAL STRUCTURE



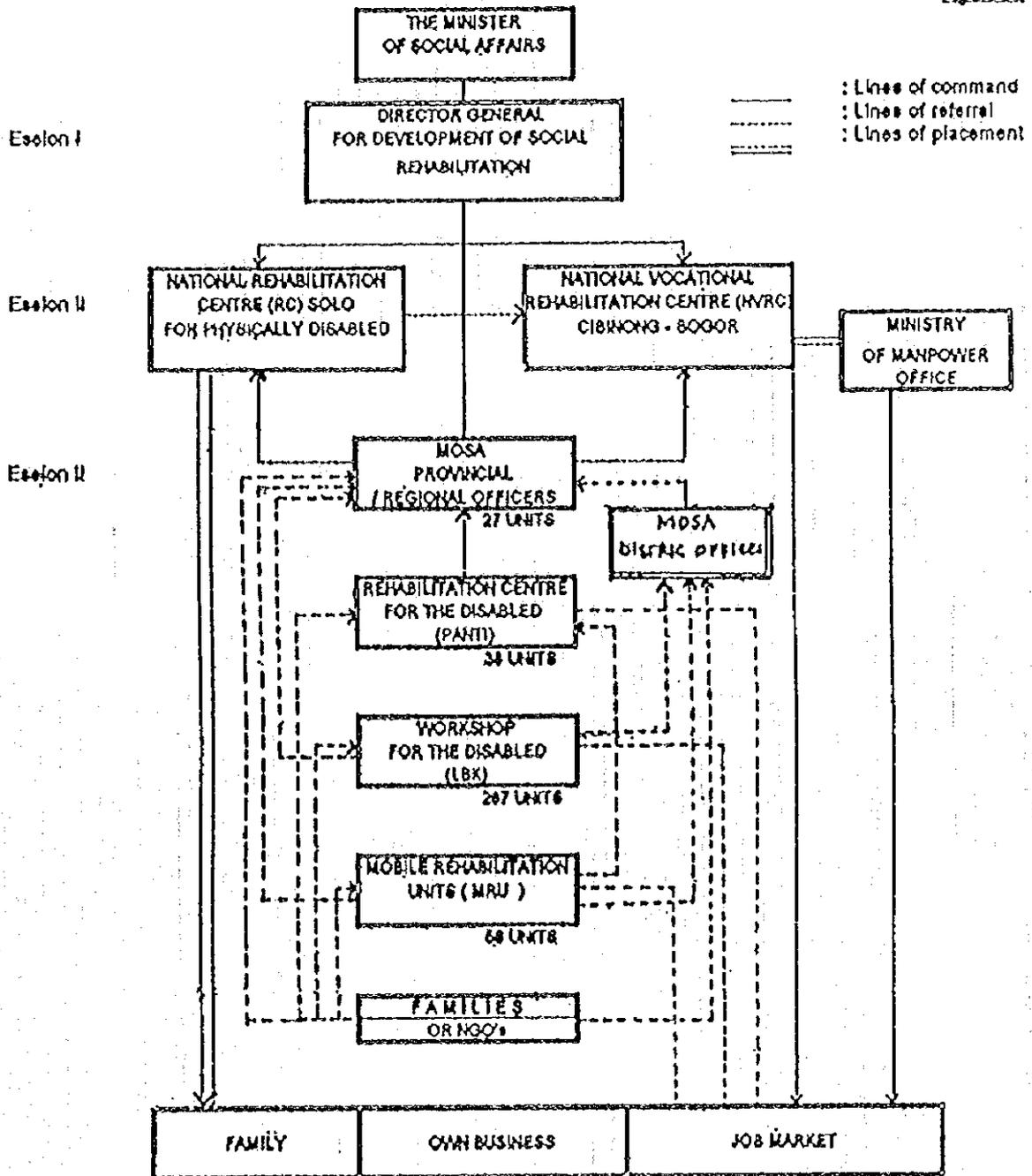
Emblemation:

DIRECTOR : Emission II
 HEAD OF ADMINISTRATION : Emission III
 SUB DIVISION SECTION : Emission IV
 THE NUMBER OF STAFF : 111 - 121 Persons

10 staffs will be assigned additionally in (#).

Signature
 2/14/97

Figure 1.1



[Handwritten signature]

[Handwritten signature]
1997

List of Participants

A. Indonesian Side

Dr. H. Susilo Supeno Director General for the Development of Social Rehabilitation, Ministry of Social Affairs

Drs. Sedyo Muljo Secretary to Directorate General for the Development of Social Rehabilitation

Drs. Suranto Director of Rehabilitation for the Disabled People

Drs. Abdul Rifai Mas Head of Sub Directorate of Development for the Physically Disabled Rehabilitation

Drs. Simorangkir Head of Sub Directorate of Development for the Mentally Disabled Rehabilitation

Dra. Sri Kastilah Head of Sub Directorate of Development for the Deaf and Mute Rehabilitation

B. Japanese Side

Mr. Seiji Kaiho Leader, The Japanese Preliminary Study Team

Mr. Iwaho Igarashi Member, ditto

Mr. Shinji Sakurai ditto

Mr. Hirotake Iida ditto

Mr. Katsutoshi Komori ditto

Mr. Tsutomu Yagi Expert, Ministry of Social Affairs

Mr. Katsutoshi Tsukamoto (Observer) First Secretary, Embassy of Japan

1997年法律第 4 号

(仮訳)

障害者に関する法律

唯一神の恩寵のもと、インドネシア共和国大統領は、以下の a. b. c. を考慮に入れ、

- a. バンチャシラと 45 年憲法に基づく公平で豊かな社会を実現することを目的に行われている経済開発において、障害者もまたインドネシア国民の一部であり、健常者と同等の地位、権利、義務、及び役割を持っていること。
- b. 障害者数は増加の傾向にあるので、障害者の社会福祉を向上させる策が講じられる必要が高まっていること。
- c. 上述した健常者と同等の地位、権利、義務、及び役割を実現するにあたり、生活及び生計のあらゆる局面における障害者の社会福祉を向上させるために講じられる措置には、法律の制定によって法的根拠を与える必要があること。

45 年憲法第 5 章（1）と第 20 章（1）に鑑み、国会の承認を得て、障害者に関する法律を以下のように定める。

第 1 章 総則

第 1 条 この法律における各語の定義は以下の通り。

- 1 障害者とは、身体及び・又は精神の障害があり、そのために人間らしい生活を送ることが困難になったり、それが人間らしい生活を送ることの妨げになっているような人をいい、以下の 3 種がある。
 - a. 身体障害者
 - b. 精神障害者
 - c. 心身障害者
- 2 障害度とは、障害の状態の程度の軽重の度合いをいう。
- 3 機会均等とは、生活及び生計のあらゆる局面において健常者と同等の機会が得られるように、障害者に門戸が開かれている状態をいう。
- 4 保護措置とは、生活及び生計のあらゆる局面における機会均等を実現するために、障害者に提供される便宜をいう。
- 5 リハビリテーションとは、社会生活において障害者が相応の社会的機能を果たすことを可能にさせるような機能回復及び能力開発のプロセスをいう。

6 社会援助とは、生計を立てることのできない障害者の社会福祉を向上させるために行われる、非永続的な援護措置をいう。

7 社会福祉維持措置とは、障害者が相応の生活を送れるようになることを目指して行われる、永続的な保護及び援助をいう。

第2章 基盤、基本的理念、目的

第2条 障害者の社会福祉向上のために講じられる措置は、パンチャシラと45年憲法に則る。

第3条 第2条に規定された措置は以下のものを基本的理念として講じられる。

唯一神への信仰と帰依、有益性、家族的隣人愛、平等と公平、生活の調和と均衡、法、自立、知識、及び科学技術。

第4条 第2条に規定された、障害者の人材活用を通して講じられる措置は、自立と福祉の実現を目的とする。

第3章 権利と義務

第5条 障害者各人は、生活と生計のあらゆる局面において健常者と同等の権利と機会を有する。

第6条 障害者各人は以下のことを得る権利を有する。

- 1 あらゆる単位、径路、種類、及び等級における教育。
- 2 障害の種類、障害度、教育、及び能力に応じた職業と生計。
- 3 経済開発に従事し、その成果を享受するための健常者と同等の扱い。
- 4 自立するための保護措置。
- 5 リハビリテーション、社会援助、社会福祉維持措置。
- 6 才能、能力、及び社会生活を向上発展させるための健常者と同等の権利。特に、家庭内及び社会内における障害児にとっての当該権利。

第7条

(1) 社会生活及び国民生活において障害者各人は健常者と同等の義務を有する。

(2) (1)に規定された義務の遂行は、障害の種類、障害度、教育、及び能力に応ずる。

第8条 政府及び、又は一般国民は障害者の権利が守られるよう努める義務がある。

第4章 機会均等

第9条 障害者各人は生活及び生計のあらゆる局面において健常者と機会は均等である。

第10条

(1) 生活及び生計のあらゆる局面における障害者の機会均等は保護措置の提供により実現される。

(2) 保護措置の提供は、社会生活を十全に営めるように障害者をよりよく支える状態と環境を作り出すことを目指す。

(3) (1)と(2)に規定された保護措置は、政府及び・又は一般国民が講じるもので、全面的、総合的、かつ継続的に行われる。

第11条 機会均等の原則は障害者各人がその障害の種類と障害度に応じた単位、径路、種類、及び等級の教育を受ける上にも適応される。

第12条 各教育機関は、障害の種類、障害度、及び能力に応じた単位、径路、種類、及び等級にある被教育者として障害者にも健常者と同等の機会を与え、彼らを健常者と同等に扱う。

第13条 機会均等の原則は、障害者各人がその障害の種類と障害度に応じた職業を得る上にも適応される。

第14条 国営及び民営の企業は障害者をその障害の種類、障害度、教育、及び能力に応じて雇用することにより、障害者に健常者と同等の機会を与え、彼らを健常者と同等に扱う。雇用する障害者である労働者の数は、その雇用する全労働者数及び・又は企業資格等級に応ずる。

第15条 第10条、第12条、及び第14条の規定実施に要する必要事項は別に政令で定める。

第5章 施策

第16条 政府及び・又は一般国民は次の措置を講じる。

- 1 リハビリテーション
- 2 社会援助
- 3 社会福祉維持措置

第17条 リハビリテーションは、障害者とその才能、能力、教育、及び経験に応じた社会機能を果たすことができるように、その身体的、精神的、及び社会的能力を回復させ開発することを目指す。

第18条

(1) リハビリテーションは政府及び・又は一般国民によって設けられた施設で行われる。

(2) (1)に規定されたりハビリテーションとは、医療リハビリテーション、教育リハビリテーション、訓練リハビリテーション、及び社会リハビリテーションを指す。

(3) (1) 及び (2) に規定されたリハビリテーションの実施に関する必要事項は別に政令で定める。

第19条 社会援助は、障害者とその社会福祉程度の向上に努められるよう援助することを旨とする。

第20条

(1) 第19条に規定された社会援助を受けるのは、

a. 生計が立てられず、リハビリテーションは既に受けたが、まだ職業に就いていない障害者

b. 生計が立てられず、リハビリテーションを未だ受けていないが、技能を持ち、まだ職業に就いていない障害者

である。

(2) (1) に規定された社会援助の形態、規模、手順、及び実施方法については別に政令で定める。

第21条 社会福祉維持措置は、障害者が相応の生活程度を維持できるように保護し、援助することを旨とする。

第22条

(1) 第21条に規定された社会福祉維持措置は、リハビリテーションのできない障害度で、その生活が誰かしらの援助に依存している障害者に与えられる。

(2) (1) に規定された社会福祉維持措置の形態、手順、及び条件に関する必要事項は別に政令で定める。

第6章 一般国民の支援と役割

第23条

(1) 政府及び一般国民は障害者の社会福祉向上策を支援する。

(2) (1) に規定された支援は、生活及び生計のあらゆる局面に及ぶ。

第24条 政府は、政策の決定、調整、啓蒙活動、指導、援助、認可、及び監視を通して障害者の社会福祉の向上策への支援を行う。

第25条

(1) 一般国民は障害者の社会福祉向上策における種々の活動を通して支援を行う。

(2) 障害者の社会福祉向上策中の役割を担う機会は、一般国民誰にでも広く最大限に与えられる。

第26条 第24条と第25条に規定された一般国民の支援と役割についての必要事項は別に政令で定める。

第27条

- (1) 政府は障害者を雇用する企業を報奨する。
- (2) 障害者の社会福祉向上に功績のあった機関、団体、及び個人も報奨の対象になる。
- (3) (1) 及び (2) に規定された報奨に関する必要事項は別に政令で定める。

第7章 刑罰

第28条

- (1) 第14条の規定に故意に反した者は、6カ月以下の禁固及び・又は2億ルピア以下の罰金に処する。
- (2) (1) にいう行為の罪状は法律違反である。

第8章 行政制裁

第29条

- (1) 第10条に規定された保護措置を提供しない者、又は第12条の規定に反して被教育者としての障害者に健全者と同等の教育機会を与えず、彼らを健全者と同等に扱わなかった者は行政制裁を受ける。
- (2) (1) に規定された行政制裁の形態、種類、及び手順は別に政令で定める。

第9章 経過措置

第30条 この法律以前に存在する障害者に関する法令はすべてこの法律と相反しない限りにおいて及び・又はこの法律にとって変わられない又はこの法律によって変更を受けない限りにおいて有効である。

第10章 終則

第31条 この法律は公布の日から施行する。

この法律の公布は官報に公示する。

1997年2月28日
ジャカルタにて認承
インドネシア国大統領
スハルト

1997年2月28日
ジャカルタにて公布
インドネシア国国務大臣
ムルディオノ

官報1997年第9号

この写しは原文に則す。
内閣官房法務局長
ランボック・V・ナハタン

障害者に関する法律の解説

総論

国家経済開発は、バンチャシラと45年憲法に基づき、国際社会の中に生きるこのインドネシア共和国に物質的にも精神的にも豊かで公平な社会を実現することを目的とする。

バンチャシラ精神の体现である国家経済開発は、国民生活のあらゆる局面に及び、国民と政府の双方によって推進されている。開発の実際の担い手は国民であり、政府はその方向を正し、指導し、保護し、環境を整える義務を負う。国民の活動と政府の活動は、経済開発目標達成への歩みの中で互いに支え合い、補足し合い、補完し合う。

インドネシア国民として、障害者の地位、権利、義務、及び役割は健全な国民と同等である。従って、経済開発における障害者の役割の向上は非常に重要であって、相応に注目され、活用されねばならない。

就業、国民教育、健康、社会福祉、交通（道路、鉄道、海路、空路）、及び税制上の問題を扱う種々の法令の制定によって、障害者の地位、権利、義務、及び役割に法的保護を与える努力は既になされてはきた。

しかし、保護だけでは不十分である。将来、障害者が増加すると考えられることを考慮に入れると、彼らの社会福祉を実現するためにはそれ以外の措置即ち生活と生計のあらゆる局面における一特に教育と雇用とにおける一障害者の機会均等を保障する方便の提供が必要となってくる。

この法律中にいう社会福祉とは、物心両面における真に安心と礼節と平和に満ちた社会生活のことである。社会福祉によって国民一人一人が自分と家族と社会にとって必要なその日々のわざを、バンチャシラ精神に則って最大限におさめることが可能になる。故に、国民の地位、権利、及び義務について45年憲法が規定するところに従い、障害者の自立と福祉を実現させるための、よりよく、総合的で、継続的な措置を講ずることが必要になってくる。

障害者が健全者と同等の地位、権利、及び義務を得る機会、保護措置の提供によってのみ可能となる。その保護措置とは、同等の地位、権利、及び義務を手にするを可能にする機会均等を障害者が得られるように、障害者に与えられた便宜のことである。故に、障害者には保護措置を提供する措置を講じなければならない。その措置によって、障害者も国家経済開発という目標実現の中に全面的に取り込まれ、その社会福祉の向上を図ることができるのである。

障害者の機会均等などを通じて推進される社会福祉向上策の実施は、本質的に政府と国民と障害者の家族と障害者自身が共同に担うべきものである。従って、上記四者は福祉の実現に向けて積極的にその役割を担うことが望まれる。機会均等の実現により障害者も社

会の一員となってその社会的役割を全うするようになってもらいたい。

機会均等は、政府と国民双方による保護措置の提供によって実現される。その実現に当たっては、障害者に対する国民の意識と責任感の向上が必要である。それによって、障害者の人材活用も可能になる。

以上のことを基に、社会福祉向上と機会均等の実現の問題を中心課題としてこの法律は編まれた。

各論

第1条 1～7 解説の必要なし。

第2条 解説の必要なし。

第3条 解説の必要なし。

第4条 解説の必要なし。

第5条 障害者は第1条の1に規定されているように次の3種がある。

a.身体障害とは、身体機能つまり動作、視力、聴力、言語運用等における故障によって起こった障害。

b.精神障害とは、先天性あるいは後天性の精神及び、又は行動の異常。

c.心身障害とは、ある個人が上記2種双方の障害を負っている状態。

この条にいう生活及び生計の局面とは、宗教、健康、教育、社会、就業、経済、公共サービス、法、文化、政治、治安（防衛）、スポーツ、娯楽、情報等に及ぶ。

第6条 1～5 解説の必要なし。

6 この規定は障害児が以下の a. b. c. を得られることを意図する。

a.人間としての品格と自信を高め、積極的に社会参加ができる状態で子供時代の生活を十全に送る権利。

b.家庭内でも社会内でも相応の扱いを受ける権利。

c.できる限り早期に教育、訓練、技能、治療、リハビリテーション、及び娯楽を受ける機会を得、自立して社会の一員となる権利。

第7条 解説の必要なし。

第8条 解説の必要なし。

第9条 解説の必要なし。

第10条

(1) 障害者への保護措置提供は、障害の種類と障害度に応じた障害者のニーズと制定された基準とに基づく。

保護措置に関する基準制定は関係当局が行う。保護措置には、物的なもの、非物的なもの、例えば、公共サービスや障害者の機会均等を助ける情報などがある。

(2) この規定は、障害者とその可動性と自立を支える健常者と同等の機会を生

活と生計の種々の局面において得かつ活用できるようにということを意図する。

(3) 解説の必要なし。

第11条 この規定はこの法律の第5条と第6条に規定されている権利と機会均等のうち、教育の分野におけるそれを明記したものである。

第12条 同等に取り扱うとは、障害者が教育手段を受けようとするに際し、健全の被教育者と同じような扱いを受けるということである。教育の単位、径路、種類、及び等級とは1989年法律第2号国民教育制度に関する法律を参照のこと。

第13条 この規定はこの法律の第5条と第6条に規定されている権利と機会均等のうち、就業に関するそれを明記したものである。

第14条 国営企業とは、国営企業 (BUMN, Badan Usaha Milik Negara) と州営企業 (BUND, Badan Usaha Milik Daerah) を指す。民営企業の中には協同組合も含む。企業は従業員100人につき少なくとも1人の障害者一与えられた作業の遂行に必要な条件と資格を満たす障害者一を雇用せねばならない。

先端技術 (ハイテク) を使用する企業は従業員数が100人以下であっても少なくとも1人の障害者一与えられた作業の遂行に必要な条件と資格を満たす障害者一を雇用せねばならない。

健全者と同等に扱うとは差別しないということであり、具体的には給料や役職等における同等を指す。

第15条 この条における政令は近いうちにに制定する。

保護措置、特にこの法律制定以前にはなくかつ具体的実施法もない公共サービスに関しては、長くとも政令の制定後5年以内を調整期間とする。

第16条 解説の必要なし。

第17条 社会機能とは、相互に意志を通じ合い、交際をすることによって相応に社会生活の中に組み込まれることができ、相応の役割を果たすことができることをいう。

第18条

(1) この項における施設とはリハビリテーションを提供するところ、即ち社会厚生施設、職業訓練所、病院、移動社会リハビリテーションサービス等を指す。

(2) 医療リハビリテーションとは、最大限の身体機能を得るようにするために行われる全面的総合的医療活動のことをいう。

教育リハビリテーションとは、才能、興味、及び能力に応じた最上の教育を受けるために行われる全面的総合的教育活動のことをいう。

訓練リハビリテーションとは、障害者がその才能と能力に応じた技術を身につけるために行われる全面的総合的訓練活動のことをいう。

社会リハビリテーションとは、障害者が社会生活の中でその社会機能を最大限に果たすことができるように行われる身体的、精神的、及び社会的アブロー

手を通じた全面的総合的社会活動のことをいう。

(3) 解説の必要なし。

第19条 社会援助は、物的、金銭的、サービス、及び情報の形をとり、障害者の意識と責任感を目覚めさせかつ育てるための啓蒙的性格をもつ。この社会援助は目的に応じ必要とされる都度与えられる。

第20条 解説の必要なし。

第21条 この条における保護及び援助は、障害者を介護する家族、養家族、社会厚生施設、又は社会団体を通じて行われる。

第22条 解説の必要なし。

第23条

(1) 支援とは、障害者の社会福祉向上策が法令及び政策に則して行われるよう
に導くための活動のことである。

(2) 生活と生計のあらゆる局面における支援は、障害者が自立して平穩に暮ら
せることを目指して行われる。特に、宗教面では精神的な価値観をより深く感
得し実践することを目指す。

第24条 この条における認可及び監視を通じた支援とは、法令に応じて援助を受ける
内外の社会団体の活動を許可し、コントロールすることも含む。

第25条

(1) 一般国民による支援は、法令及び政策に基づいて行われる活動の範囲にお
いて行われる。

(2) 一般国民の役割は、アイデア、労力、手段、金銭等の提供の形をとる。

第26条 解説の必要なし。

第27条

(1) 解説の必要なし。

(2) この項における機関とは、政府機関、民間機関をいう。

(3) 解説の必要なし。

第28条 解説の必要なし。

第29条

(1) 解説の必要なし。

(2) 行政制裁は、関係当局によって行われる口頭又は書面による注意と軽度の
罰金のことである。

第30条 解説の必要なし。

第31条 解説の必要なし。

インドネシアの労働事情（概要）

1 概況

(イ) 概況

労働力人口は、8,564万人（労働省の発表値）に達し、そのうち求職中のものは445万人余である。求職中のものの数が、10代後半層（同年代層の5.5%、1994年値、以下特記するとき以外は同じ）及び20代前半層（同年代層の9.2%）で多いことが目立つ。

また、就労者であっても不完全就労とも呼ぶべき週35時間未満の就労者の割合の大きさが目立つ。国際的基準（調査時点前1週間において1時間以上就労した者は就労者に分類。）に従った定義による失業率は5.20%（445万人余、95年値）となるが、週15時間未満の者を計上すると14.03%（1,200万人余）、週35時間未満の者を計上すると41.90%（3,590万人余）となり、雇用状況の深刻さを示している。

(ロ) 業種別特色

就労者数の業種別分布は次のような状態。農林・狩猟・水産業が半数近く（47.3%）を占め、卸・小売・飲食・ホテル業（22.9%）、製造業（15.5%）がそれに続く。

一方、業種別就業形態を見るに、雇用労働者が過半数を占めるのは、割合の高い順に、金融・保険・不動産・対事業場サービス業（91.9%）、電気・ガス・水道業（90.7%）、対地域・個人サービス業（79.6%）、建設業（79.4%）、製造業（59.9%）となっている。反対に自営業が過半数を占めるのは、（その他は専業主婦を除く）卸・小売・飲食・ホテル業（67.3%）、運輸・倉庫・通信業（56.2%）、〔農林・狩猟・水産業（49.1%）〕である。

また、業種別の労働時間分布と比較すると、雇用労働者の多い業種においては、35～54時間層の割合が高く、自営業の者が多い業種においては長時間就労している者が多い傾向がある。ただし、農林・狩猟・水産業においては労働時間は短い方にシフトしており、過剰労働力を農村において吸収していることが窺われる。

(ハ) 修学経験から見た特色

1994年時点での年齢階層別学歴構成の統計による。全体で見れば全就労者の73%程度が小学校卒業以下の学歴を有しているのみであるが、年齢層が若くなるに従って、より高い学歴を有する者の割合が増加している。例えば、小学校卒業にいたっていない者が、45～49歳層で45%であるのに対し、15～19歳層では15%程度に減少している。後者の年齢層に就学中の者を加えれば、同割合はさらに低下する。

学歴別の収入層を比較すると、学歴が高くなるに従って収入も増加していくことが顕著に示されており、特に大学卒業者の収入が断然他を飛び抜けている。

失業者（求職者）の学歴構成別分布を見る。失業者の中に占める割合では、高校卒業者が約半数を占め、小学校卒業者、中学校卒業者と続く。各学歴階層毎に失業率を算出する

と大学卒業者が15%弱と最大値を占め、就学経験のない者が0.5%未満と極端な違いを見せている。

(二) 海外就労

国内での雇用機会の絶対数が不足することから、海外での就労も盛んに行われている。(外貨獲得にも資するものと捉えられている)。政府は第6次五カ年計画中に125万人のインドネシア人労働者を海外派遣する計画としている。

海外への派遣は、労働大臣の登録を受けた業者が斡旋しているところであり、中近東への家事労働者及びマレーシアへの農園労働者の派遣が多くを占める。(百万人程度の規模)。不法な就労(特にマレーシアへ)者もかなりの数に上ると推測されている。

政府は、派遣労働者の保護を主眼として1994年に規制を強化し、海外就労斡旋者の免許取得要件を厳しくし、従前の許可を無効とし、新たな許可の取得を義務付けた。政府は海外派遣労働者数の内20%程度を技能労働者によって占めることを目標としている。

2. 賃金

最低賃金は次表のとおり。

ジャカルタ特別州に適用される最低賃金の推移は次のとおり。

90.1.1	92.1.1	94.4.1	95.4.1	96.4.1
2,100Rp/日	2,600Rp/日	3,800Rp/日	4,600Rp/日	5,200Rp/日
96.4.1				172,500Rp/月

ここ数年にわたって大幅な上昇が続いた。一方最低生存経費(KFM)と称する指標があり、州毎に数値が算出されているが、95年の改訂により、全国的に最賃額がKFMを上回るに至った。さらに最低生計日(KHM、KFMに文化的要素を加算したもの)と称する指標もあり、97年の改訂によって同値の95%の額に達した。インドネシア政府は、98年4月の最賃改定時にはKHMを上回る額に改訂することを目標としている。

基本給に固定的に支払われる手当(手当部分が25%以下)を算入して最賃額をクリアしておれば、合法とされている。1994年4月1日からは、月額のみが適用となり、日額表示は無くなった。

1997年4月1日適用最低賃金一覧

番号 地域	月 額	月 額	(%)
	(Rp)	(Rp)	
1. アチエ	128,000	115,500	10.82
2. 北スマトラ	151,000	138,000	9.42
3. 西スマトラ	119,000	108,000	10.19
4. リアウ			
a. バタム以外	151,500	138,000	9.78

b. バタム島	235,000	220,500	6.58
5. ジャンピ	119,500	108,000	10.65
6. 南スマトラ			
a. 本土	127,500	115,500	10.39
b. 邦外島	135,000	115,500	16.88
7. ベンクル	127,500	115,500	10.39
8. ランブン	126,000	114,000	10.53
9. ジャカルタ特別州	172,500	156,000	10.58
10. 中央ジャワ	113,000	102,000	10.78
11. 邦外島特別州	106,500	96,000	10.94
12. 南カリマンタン	125,000	114,000	9.65
13. 西カリマンタン	126,500	114,000	10.96
14. 中央カリマンタン	138,000	124,500	10.84
15. 東カリマンタン	153,000	138,000	10.87
16. 南スラウェシ	112,500	102,000	10.29
17. 南東スラウェシ	121,000	109,500	10.50
18. 中央スラウェシ	106,500	96,000	10.94
19. 北スラウェシ	118,000	108,000	9.26
20. バリ	141,500	127,500	10.98
21. 西ヌサトゥンガラ	108,000	97,500	10.77
22. 東ヌサトゥンガラ	106,500	96,000	10.94
23. マルク	136,000	123,000	10.57
24. イリアン・ジャヤ	170,000	154,500	10.03
25. 東チモール	138,000	126,000	9.52
26. 西ジャワ			
(1)	172,500	156,000	10.58
(2)	157,500	142,500	10.53
(3)	145,500	132,000	10.23
(4)	139,000	129,000	7.75
27. 東ジャワ			
(1)	132,500	111,000-120,000	10.42-19.37
(2)	127,500	108,000-110,000	14.86-18.06
(3)	121,000	105,000-111,000	9.01-15.24
(4)	116,000	105,000	10.48

西ジャワ州 (1) 県--バンドン、スラバヤ、マジョラ、タンガラン、パシ、モラウ、パラパラ、カラワン

市--バンドン、タンガラン

(2) 県--ムダラ、パシダラン

- (3) 県--ブルボワ、イントラマ、ヌビミ、チンジョー
市--ブルボワ、ヌビミ
- (4) 県--タクマツキ、ギルト、チミア、クニンゲン、ヌバツ、マツレンゴ
- 東ジャワ州 (1) 県--スラバヤ、グレクワ、シドアルダ、モジョカルト、マラン、バヌアツ、ポソロンゴ、
市--スラバヤ、モジョカルト、マラン、バヌアツ、ポソロンゴ、マティオン
- (2) 県--マティオン、バニウワギ、ヌヌツ、ンゲイ、マダツ、トカバツ、クンブル
市--マティオン
- (3) 県--クンバツ、シトボンゴ、ラモンゲン、ルマウツ、メノゴ、トルンダツ、
バンダツ、ンガツ、ポンドラツ、ネゴメゴ
- (4) 県--トレンダツ、バチン、バヌアツ、キンバツ、ブリカル
市--ブリカル

3 労働条件

主たる労働条件は次のような項目。

(イ) 事業場報告義務

事業場の設置、休止、再会、移転、廃止に当たっては（出先機関を含む）労働省に報告を要す。

(ロ) 定義

成人：18歳以上の男女

年少者：14歳以上18歳未満の男女

児童：14歳未満の男女

日中：午前6時から午後6時まで

夜間：午後6時から午前6時まで

(ハ) 労働時間

1日7時間以下、1週40時間以下

許可取得により、1日8時間以下、1週40時間以下に変更の途もある。

(ニ) 休憩、休日

連続4時間労働後30分以上の休憩時間を付与（休憩時間は労働時間に計上されない。）

1週に1日以上の日

政府の制定した祝祭日

(ホ) 時間外・休日勤務

業務が蓄積している場合は、(ハ)(ニ)にかかわらず1週54時間までの超過勤務可

(ヘ) 時間外・休日勤務割増料金

第1時間目：通常の1時間当たり賃金の1.5倍

第2時間目以降：通常の1時間当たり賃金の2倍

○ 休日の場合

(a) 当該祝祭日が1週のうちもっとも労働時間の少ない曜日（金曜や土曜に4時

間とか5時間労働としている場合であって、祝祭日とその曜日に合致したとき)に該当する場合

(b)上記以外の場合

に分けて割増率が定められている。通常の賃金の何倍を支給するかは下表の通り定められている。

休日労働時間数	(a)の場合	(b)の場合
5時間以内の場合	2倍	2倍
5時間を超え6時間以内の分	3倍	2倍
6時間を超え7時間以内の分	4倍	2倍
7時間を超え8時間以内の分	4倍	3倍
8時間を超える場	4倍	4倍

○算定基礎

基本給、職務手当、物価手当、物品支給品を貨幣に換算した額を加算した額(同額が同一期間に支払われた賃金総額の75%以上)を算定基礎とする。

月給者：算定基礎(月額)の173分の1

日給者：算定基礎(日額)の20分の3

(1)生理・産前産後休暇

生理期間中の第1、第2日目の就労禁止

産前(医師の証明により3ヶ月まで延長可)・産後各1.5ヶ月の休暇取得権
乳児の授乳時間付与

(2)年次有給休暇

12ヶ月勤務ごとに取得権発生

23労働日につき1日(上限12日)

労働日の算定に当たって、

- ・政府が規定した祝祭日
- ・業務上災害による休業
- ・正当な病気休暇
- ・合法ストライキ
- ・その他正当な理由がある場合

に関しては労働日として計上する。

期間の定めのある雇用契約で、契約終了時に有給休暇を消化していない場合には、金銭を以て補填。

(3)宗教関連活動

労働者宗教上の責務を果たし得る時間を付与する義務がある。労働時間、休憩、休日に係る規定の効力を損ねることのない程度のもの。(メッカ巡礼は一生に一度のみを認めればよい。通常のお祈りは1日10分程度)

(4)雇用関係の終了

労使双方の合意が成立すれば可能。

合意不成立の場合には、労働紛争処理委員会の許可を得て初めて解雇成立

(6) 雇用関係の終了に当たって支払うべき金銭

解雇手当（下記額以上）

就業1年未満	賃金の1ヶ月分
1年以上2年未満	賃金の2ヶ月分
2年以上3年未満	賃金の3ヶ月分
3年以上4年未満	賃金の4ヶ月分
4年以上	賃金の5ヶ月分

功労金（下記額以上）

就労5年以上10年未満	賃金の2ヶ月分
10年以上15年未満	賃金の3ヶ月分
15年以上20年未満	賃金の4ヶ月分
20年以上25年未満	賃金の5ヶ月分
25年以上	賃金の6ヶ月分

損失補填

有効年次休暇未消化分、独自の休暇制度を有する場合その未消化分、帰郷旅費、その他（上記(3)の）委員会が決定したもの。

算定基礎額

次のものの合計額

基本給、定期的・規則的に支給している手当で、現物支給品を労働者が買
い取る制度の場合の差額、無償宿舎を提供していた場合は賃金の10%に
換算、無償医療サービスを提供していた場合は賃金の5%に換算

場合別の区分

労働者の責に因らない退職の場合退職金は倍額とする。

(7) 賃金

賃金台帳の作成義務

1ヶ月に1回以上金額により支給

合法的天引き額のみ天引き可（総額の1/4以下）

(7) 最低賃金

罰則付きの法令により遵守を担保されている支払うべき最低額。州ごと（州を
細分して地域ごとに定められている州もある）に適用額が定められている。州の
三者構成審議会で審議した結果を労働大臣に報告し、労働大臣が決定するシステ
ム、毎年見直すことが労働大臣令に規定されている。

(8) 宗教祝日手当（THR）の支給

- ・ 12ヶ月以上勤務したものには給与の1ヶ月分を支給。
- ・ 基本給に固定的諸手当を加えた額。
- ・ 3ヶ月以上勤務したものを対象。
- ・ 3ヶ月以上1年未満のものは（勤務月数/12）で算出した比例額で可。
- ・ 宗教別に次の祭日を対象とするが、労働者との合意により統一（例えばイドゥル・フィトリーに）することも可。（支払いは当該祭日の2週間前が望ましいと

されている。)

(2) 労使関係

1. 労働組合

(1) 従来は全国・全業種一律のSPSI(SERIKAT PEKERJA SELURUH INDONESIA)が唯一の労働組合であったが、95年11月に改組され、SPSIは各産業別単産(13種)の連合体となった。名称は正式には変更されていないが、“Federasi”を加え、FPSIと称されることもある。

各単産の略称及びは次のとおり。(アルファベット順)

SP BPU	建設・公共事業労働組合
SP FARKES	薬品・医療労働組合
SP KEP	化学・繊維・工業労働組合
SP KPI	船員組合
SP LEM	金属・電子・機械労働組合
SP NIBA	商業・銀行・保険労働組合
SP PAR	旅行労働組合
SP PERKAYUAN	木材・森林労働組合
SP PP	農業・園芸労働組合
SP PPMI	印刷・出版・情報労働組合
SP RTM	煙草・飲料・食物労働組合
SP TRANSPORT	運輸労働組合
SP TSK	繊維・被服・皮革労働組合

なお、歴史的経緯は次のとおり、1973年にそれまで群立していた各労働組合を糾合して、FBSI(Federasi Buruh Seluruh Indonesia)が結成された。1985年にFBSIからSPSIに変更され、単一組織に改組された。1995年の改組は85年の改組以前の形態(ただし、今回は産業別組織の連合体)に戻った如きものである。

(2) SPSIの他にSBSIやその他の団体が存在するが、労働組合としての資格は全くなく任意団体との位置づけになる。また、SPSIの傘下に入らずとも、企業別に労働組合を結成し、労働事務所に登録することにより合法的労働組合を結成できる。同制度によって設立された組合はSPTPと呼ばれる。

2. 経営者団体

1952年結成

- ・名称PUSPI(Employers' Council on Socio-Economic Affairs)
- ・政府・労働者との協議に当たって使用者側を代表する組織として結成。

1975年

- ・KADIN(インドネシア商工会議所)との機能分担が労働大臣告示により明確化された。
- ・労使関係・労働問題に関して経営者を代表する組織との位置づけ。

1985年

・ APINDOに名称変更（スラバヤでの全国大会で決定）

州毎に27組織を有し、その下に地区組織179組織を有する。全国組織・州組織・地区組織いずれにも加盟可能で現在会員数約9,000社を数える。

主な活動は次のとおり。

1. 教育・訓練、セミナーの実施（労使紛争の解決・労働関係法令・生産性向上・賃金制度・環境問題等のテーマ）
2. 法律相談
3. 女性の役割・女性労働者問題にかかわる活動（女性の役割、省への協力、副会長6名中1名が女性）
4. 社会活動（障害者雇用の促進、家族計画推進への寄与）
5. 環境保全の推進
6. 労働安全衛生の推進
7. 生産性向上活動

A. 労使関係

国是であるパンチャシラを演繹した次のような考えがらなるパンチャシラ労使関係が基本原則とされている。

1. 労働は唯一の神及び人類に対する奉仕であり、労働者は単なる生産のための手段ではなく一個の人格を有する人間である。
2. 労働は民族統一のため、国家の発展のため行われるものであって、労働に関する事柄はムシャワラ（話し合い）とムファカット（全員一致）による民主主義的な協議により決定される。
3. 労働によって得られた収穫は関係者の間で公平に分配される。

この考え方に立って次の事項を原則としている。

- イ) 労働者と使用者は、生産過程における「友人」であって、生産の向上と繁栄を築き上げるため互いに協力し、助け合う責任を持っていること。
- ロ) 労働者と使用者は、生産によって得られた収穫を公平に享受する「友人」であって、この収穫は生産への寄与の度合いによって適切に分け合うこと。
- ハ) 労働者と使用者は、唯一の神、民族と国家、社会、労働者自身及びその家族並びに勤務する企業に対する共同の責任を有する「友人」であること。

ニ. 労使紛争処理委員会

賃金交渉・解雇等に関して労使間に紛争が生じた場合には、次のような手続きで処理され、その解決が図られる。

1. 労働者と使用者との自主協議
2. 労使及び労働省地方事務所の調停官による三者協議（調停官による任意仲裁を選択することも可能。その場合、仲裁結果は強制力を持つ。）
3. 地方労使紛争処理委員会（P4D）の仲裁。
4. 中央労使紛争処理委員会（P4D、ジャカルタに設置）の仲裁。
5. 仲裁裁定に不服の場合、労働大臣に審査要求（労働大臣決定）。

なお、民法上は、さらに裁判所に提訴することは可能。

3. ストライキ件数の推移

年	スト件数	参加労働者数	損失労働時間数
1990	61	51,234	316,590
1991	130	64,624	534,610
1992	251	143,005	1,019,654
1993	185	103,490	966,931
1994	296	147,662	1,421,032
1995	276	126,855	1,300,001
1996	325	208,278	2,305,025

(3) 外国人雇用

4. 基本原則は次のとおり。

1. インドネシア人にできる限り多くの雇用機会を与えること。
2. 労働者の採用に関してインドネシア人を優先すること。
3. インドネシア人によって充足できない職種について一定の条件を付して、これを外国人に開放すること

0. 外国人雇用許可対象事業

1. 外資法又は国内投資法に係わる企業。
2. 外資法又は国内投資法によらず設立された企業。
3. 政府との契約その他合意に基づきインドネシアで事業を営む外国民間企業。

4. 国営企業又は政府出資による企業。

5. 社会・経済・文化又は宗教団体。

6. 外国商社駐在員事務所、外国通信社支局及びその他外国企業駐在員事務所。

7. 在外公館及び国際機関（外交官、領事を除く）。

8. 官公庁

9. 政府プロジェクト（外国援助プロジェクトを含む）。

10. 興行会社

ハ. 外国人を雇用する企業は、将来インドネシア人が当該外国人を代替し得るよう、インドネシア人に対する教育訓練を実施する義務を負う。関係省庁（投資調整庁又は労働省の場合が殆ど）に雇用計画書を提出して承認を得、関係省庁から外国人雇用許可を取得する手順になる。

雇用計画書に盛り込むべき内容

1. 組織計画及び各組織の説明
2. 外国人が配属される職種に関する説明
3. 2. の職種に就くために最低な必要条件
4. 企業運営上、2. の職種を必要とする機関
5. 職種別に必要な労働者数
6. インドネシア人労働者に対する教育・訓練計画

7. 将来外国人に代わって2.の職種に就くことが予定されているインドネシア労働者に関する人事計画

1997年1月からインドネシアで就労する外国人労働者はを雇用する事業は、1人当たり月額100米ドルの「インドネシア人労働者技能開発基金」の納付義務を負うこととなった。

5 社会保険

(1) 民間企業

国营保険会社 (PT.PERSERO JAMINAN SOSIAL TENAGA KERJA) が運営している保険に加入。

労働者10名以上又は給与総額百万ルピア以上の会社は強制加入。

労災保険、死亡保険、定年退職年金保険、健康保険 (家族込み、医療の現物給付) のセット料率は次の通り。

労災保険：業種によって5段階に分類されている。0.24%から1.74%

死亡保険：5.7%

健康保険：3% (独身者)、6% (有配偶者)

定年退職年金保険：事業種3.7%、労働者2%

(2) 公務員

軍人及び公務員には独自の社会保険制度が整備されている。